

(パブリックコメント用)

実施期間：令和元年 12 月 11 日～令和 2 年 1 月 9 日

第 3 次加東市地域福祉計画
加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画
(案)

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	6
4 計画の策定体制	7
第2章 加東市の状況	8
1 統計データで見る加東市の現状	8
2 市民意識調査からみえる加東市の現状	16
3 第2次計画の評価と意識調査からみえる課題	25
第3章 計画の基本的な考え方	30
1 計画の基本理念	30
2 計画の基本目標	31
3 計画の体系	33
第4章 地域福祉のビジョン	35
基本目標1 交流・助け合い「安心できる」居場所づくり	35
基本目標2 日々の暮らしを「支える」生活環境づくり	41
基本目標3 「自立」「参加」を支え、後押しする仕組みづくり	47
基本目標4 「包括的」な相談・支援体制づくり	51

第5章 地域福祉を推進するための取組	54
基本目標1 交流・助け合い「安心できる」居場所づくり	54
基本目標2 日々の暮らしを「支える」生活環境づくり	60
基本目標3 「自立」「参加」を支え、後押しする仕組みづくり	65
基本目標4 「包括的」な相談・支援体制づくり	69
第6章 計画の推進	73
1 推進体制	73
2 進捗管理・評価	74
用語説明	75



計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 社会的な現状・背景

少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下し、高齢者の孤独死、地域でのひきこもり、子育てに悩む保護者の孤立、児童や高齢者に対する虐待等、新たな問題も多く発生しています。

そのような中、近年、地域の絆の大切さが再認識され、地域コミュニティを重視する意識が高まるなど、日常から顔の見える関係づくりが必要となっています。このような状況のなかで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、福祉制度によるサービスだけでなく、住民が暮らす地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け、助けられる相互関係をつくっていくことが求められています。

日本全体が人口減少社会を迎えたなかで、本市においても、高齢化が進行しており、支援を必要とする人たちを地域社会全体で支える体制を整備していく必要があります。

国においては、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現することを目指しており、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりや、地域での課題の解決に向けた「丸ごと」の包括的な総合相談支援の体制整備を進めていくことが求められています。

コラム 福祉ってなんだろう？

福祉の「福」と「祉」。どちらも、漢字の意味は「幸せ」という意味です。

福祉は、言いかえると“「ふ」だんの「く」らしの「し」あわせ”です。

ふだんの暮らしの中で、ちょっと困っている人がいたら、手を貸して、その人の「生きづらさ」をできるだけ少なくしようということです。

いつか自分が困った時に、誰かに気軽に「助けて」と言えるように、今、助けを呼ぶ誰かの声に耳を傾けて、行動をしましょう。

(2) 法律等の動向

国では、平成23年3月に発生した東日本大震災の経験から、災害対策基本法が改正（平成25年6月）され、高齢者や障害者等の避難行動要支援者に対し、災害時に備えた日頃からの地域での見守り・支え合いの体制が強化されました。また、介護保険法の改正（平成27年4月）により、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるため、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築が推進されています。

生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行）において、自治体は生活困窮者に対する相談窓口を設置し、自立に向けた生活全般にわたる包括的な支援を行うなど支援の拡充を図ること、そして、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる「障害者差別解消法」）（平成28年4月施行）においては、障害の有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すといった動きがみられます。

平成28年3月に社会福祉法の一部が改正され、地域福祉計画策定に際しては、「福祉の各分野において共通して取り組むべき事項」を記載するとともに、包括的な支援体制の整備に係る事項についても盛り込むことが求められています。これらを踏まえ、国は、市町村地域福祉計画策定ガイドラインを示し、地域福祉の推進においては、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことが求められています。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年6月）により、社会福祉法の一部が改正（平成30年4月施行）され、地域福祉計画策定に際しては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられ、包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項についても記載が求められています。

(3) 地域福祉の考え方

福祉とは「誰もが幸せに暮らすことができること」ですが、それを住み慣れた地域で実現するためには、法令や制度による社会保障だけでなく、地域で暮らす人たち同士で支え合うことが不可欠です。

そのためには、官・民の専門職による制度・サービスと、住民一人ひとりが主体となって行う多様な助け合いの活動をつなぐことが、地域福祉の役割となります。地域住民だけでなく、様々な活動をしている団体や地域組織、企業、行政などが、それぞれの役割をもって主体的に参加し、協働しながら、すべての人が人に役立つ喜びを大切に社会を構築していく「地域福祉」を推進することが必要です。

(4) 計画の策定の趣旨

本市においては、平成20年3月に「加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画」を、平成22年3月に「加東市地域福祉計画」を、平成27年3月には、「第2次加東市地域福祉計画・第2次加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画」(以下「第2次計画」という。)を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。

この度、第2次計画の期間が満了することから、これまでの取組の評価を行い、国・県の動向を踏まえ、今後ますます多様化していく福祉課題に対し、適切に対応するとともに、本市の地域福祉に関する取組の方向性を示す総合的な福祉計画として、「第3次加東市地域福祉計画・第3次加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画」(以下「第3次計画」という。)を策定します。

■社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定により、「住民主体による地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、各市町村に1ヵ所設置されている社会福祉法人です。特に、「住民主体」を活動原則とし、自らの生活地域を築く主役は住民一人ひとりであるという考え方にに基づき、地域の中の生活課題への気づきや共感を出発点とし、解決に向けた住民の主体的な取組をとおり、『誰もが安心して暮らし続けることができる地域社会づくり』を進めています。

そして、社会福祉協議会には、①地域住民を基盤とした『協議体』、②地域福祉を進める『運動推進体』、③先駆的・開拓的に地域の生活課題に対応する『事業体』という3つの組織特性があります。この3つの特性の融合体が社会福祉協議会であり、とりわけ「住民の自治力」が問われる現代は、住民が地域の問題解決に向けて「協議する力」「協働する力」がますます求められています。

2 計画の位置付け

(1) 地域福祉計画の位置付け

この計画は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画です。また、加東市社会福祉協議会と連携を図りながら、加東市社会福祉協議会が策定する「加東市地域福祉推進計画」と一体的に策定します。

(2) 地域福祉計画に盛り込む事項

地域福祉計画は、次の 5 つの事項について、その具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を盛り込むものとします。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

(社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合)

【参考】 社会福祉法（抜粋）

(地域福祉の推進)

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

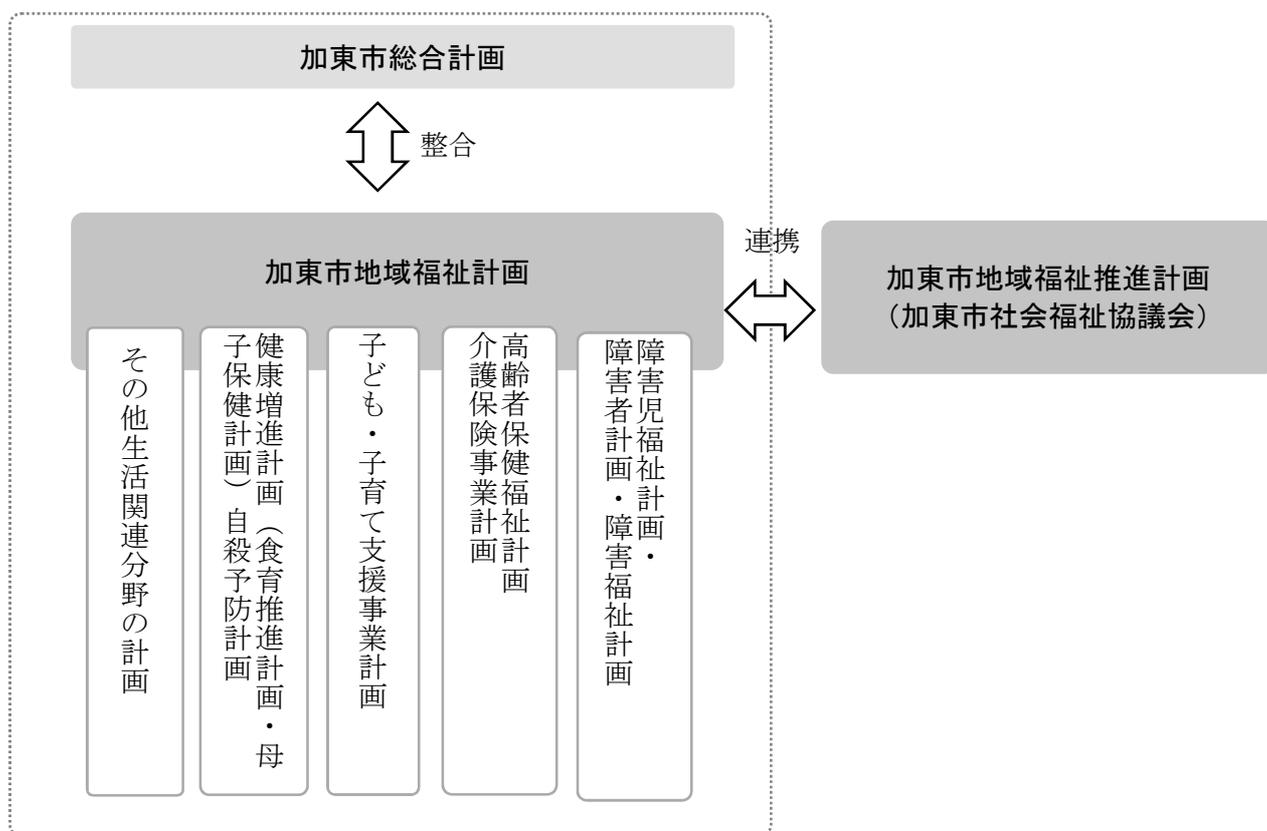
3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(平成30(2018)年4月1日施行)

(3) 上位計画、分野別計画・関連計画との関係

本計画は、加東市総合計画の分野別計画として位置づけ、地域福祉を推進する観点から、高齢者、障害者、子ども（子育て支援）等の関連する分野別計画の上位計画に位置づけるとともに、成年後見制度の利用促進を図るための成年後見制度利用促進計画を兼ねた福祉分野の総合的な計画とします。

[位置付け図]



3 計画の期間

第3次計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、今後の社会情勢等の変化や分野別計画・関連計画との整合を考慮して、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

4 計画の策定体制

(1) 加東市地域福祉計画・

加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画策定委員会

加東市地域福祉計画及び加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画を策定するために、計画内容を審議する策定委員会を設置しました。

委員は20名で、地域福祉に関する学識経験者、福祉団体、企業関係者、関係行政機関の者で構成されています。

策定委員会は、令和元年度中に〇回開催され、地域福祉の実情、第3次計画の方向性などの意見をいただきました。

(2) 市民意識調査

第3次計画の策定にあたり、地域福祉に関する基礎資料を得ることを目的として、18歳以上の市民2,000名に対し意識調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

第3次計画を策定するにあたり、令和〇年〇月〇日から令和〇2年〇月〇日にかけて市ホームページ等で計画（案）を公表し、それに対する意見を募集するパブリックコメントを行いました。



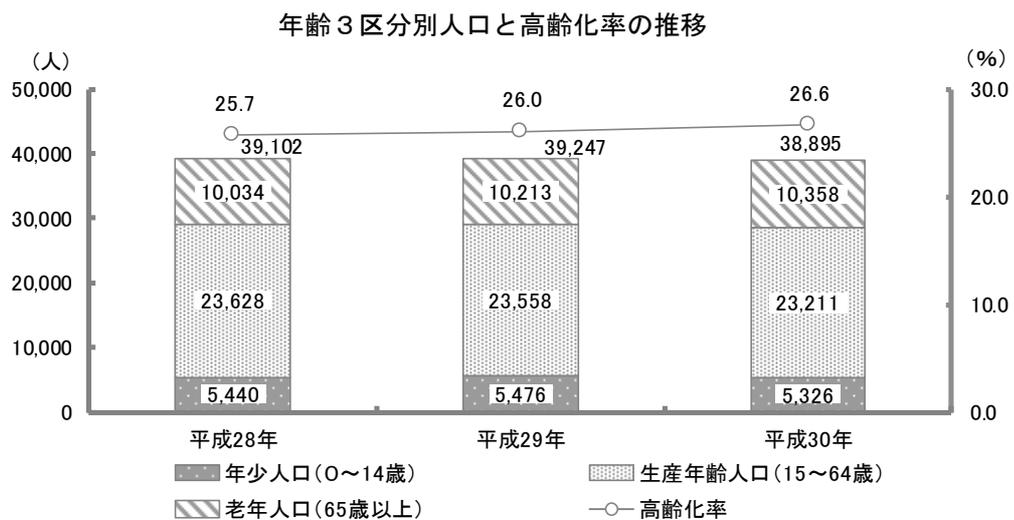
加東市の状況

1 統計データで見る加東市の現状

(1) 人口・世帯状況

① 年齢3区分別人口と高齢化率の推移

本市の人口推移をみると、総人口は増減を繰り返しながら減少傾向となっており、平成30年で38,895人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口(0~14歳)は増減を繰り返しながら減少しているのに対し、老年人口(65歳以上)は年々増加し、平成30年の高齢化率は26.6%となっています。

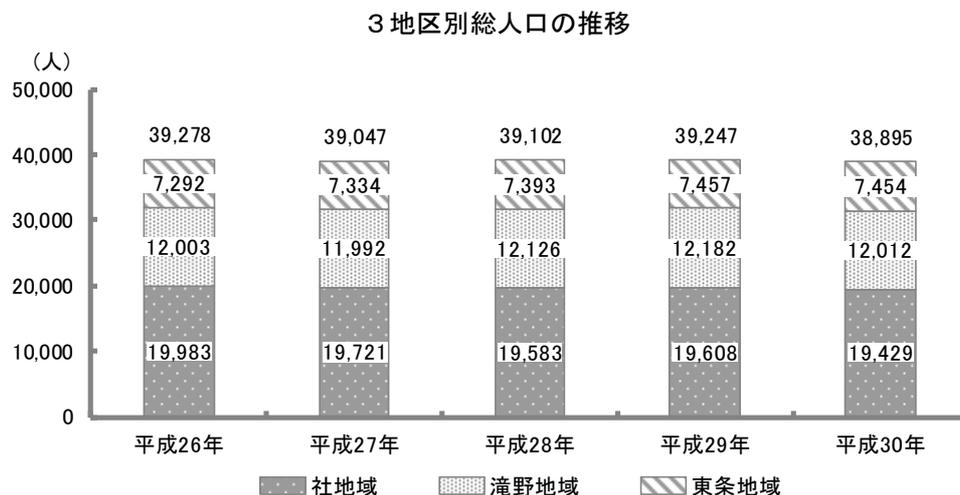


資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

（外国人を除く。）

② 3地域別総人口の推移

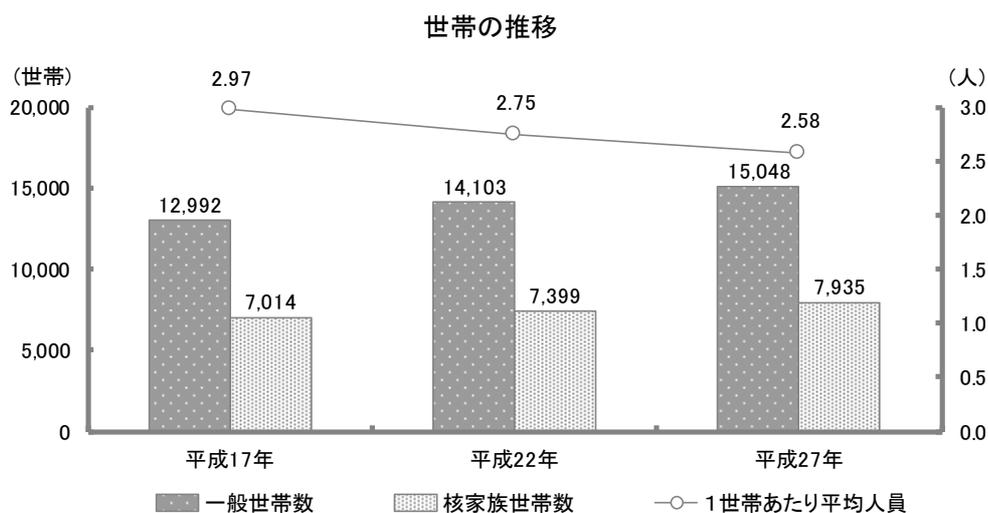
平成26年から平成30年までの地域別の人口は、社地域は減少、滝野地域は横ばい、東条地域は微増傾向にあります。平成30年における地域別の人口割合は、社地域が49.9%、滝野地域が30.9%、東条地域が19.2%となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）
（外国人を除く。）

③ 世帯の推移

核家族世帯数は年々増加しており、平成27年で7,935世帯となっています。また、1世帯あたり平均人員は年々減少しており、平成27年で2.58人となっています。

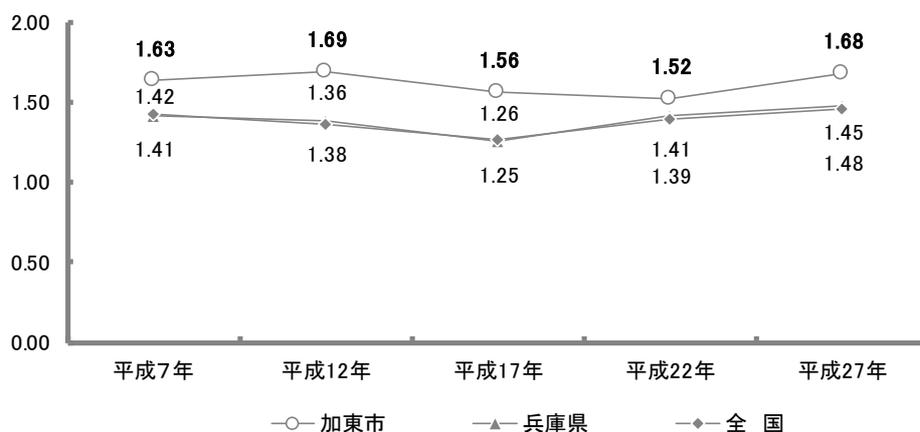


資料：国勢調査

④ 合計特殊出生率の推移

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本市の合計特殊出生率は、増減を繰り返しながら推移しており、平成27年で1.68となっています。また、全国・県と比較すると高い値で推移しています。

合計特殊出生率の推移

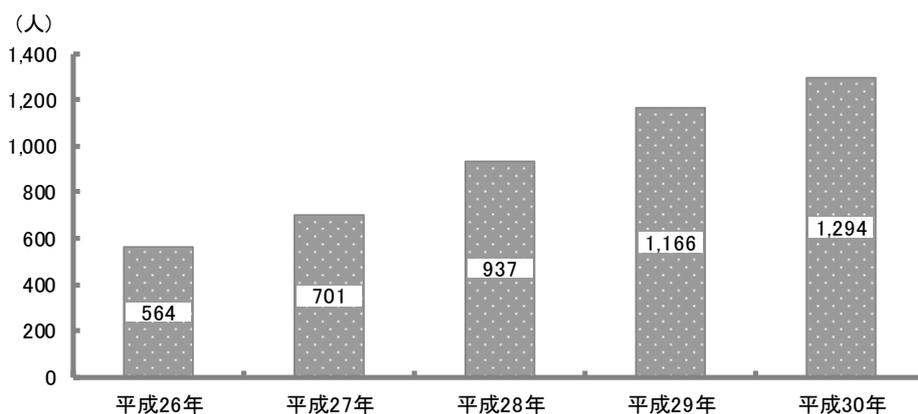


資料：兵庫県 平成29年保健統計年報

⑤ 外国人住民の推移

外国人住民数は増加傾向にあり、平成30年で1,294人となっています。

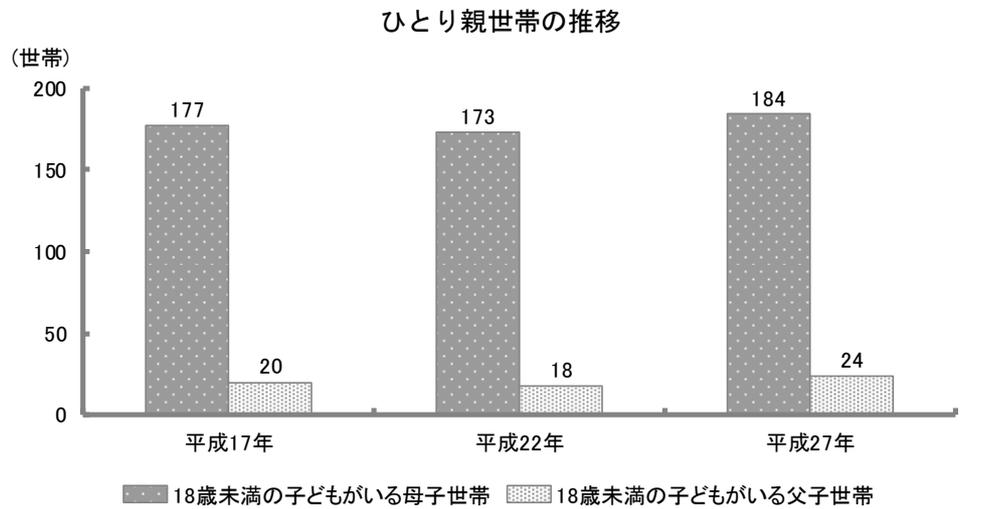
外国人住民数の推移



資料：加東市統計書（2019年3月改訂）

⑥ ひとり親世帯の推移

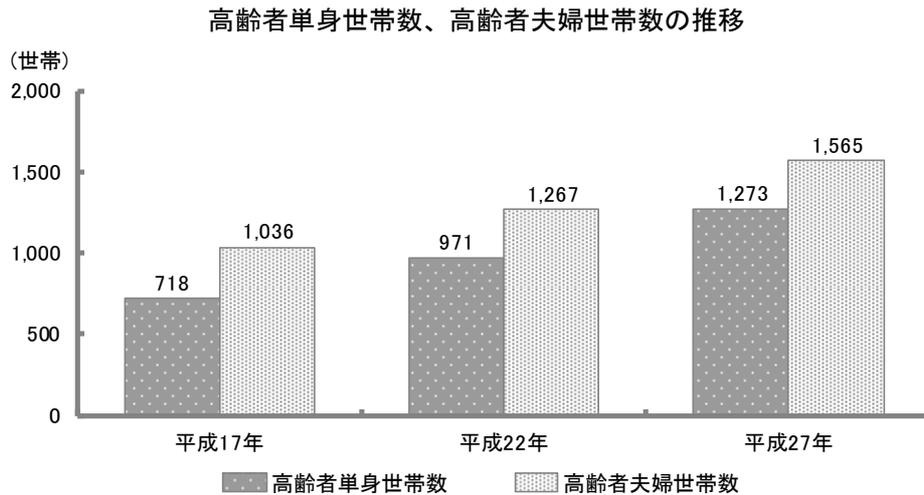
本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯、父子世帯共に増減を繰り返しており、母子世帯では平成27年で184世帯となっており、父子世帯では平成27年で24世帯となっています。



(2) 高齢者の状況

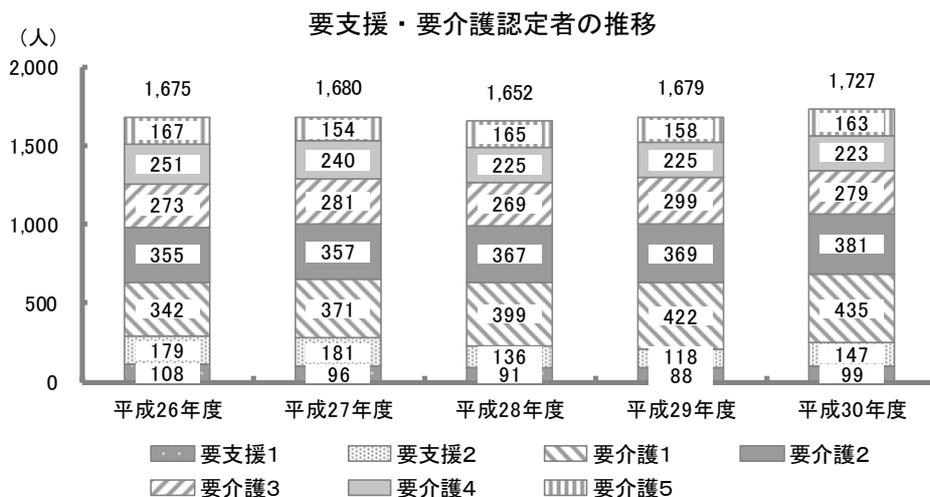
① 高齢者単身世帯数、高齢者夫婦世帯数の推移

高齢者単身世帯数は、平成17年と比較して、平成27年は約1.7倍の1,273世帯となっています。また、高齢者夫婦世帯数は、平成17年と比較して、平成27年は1.5倍の1,565世帯となっています。



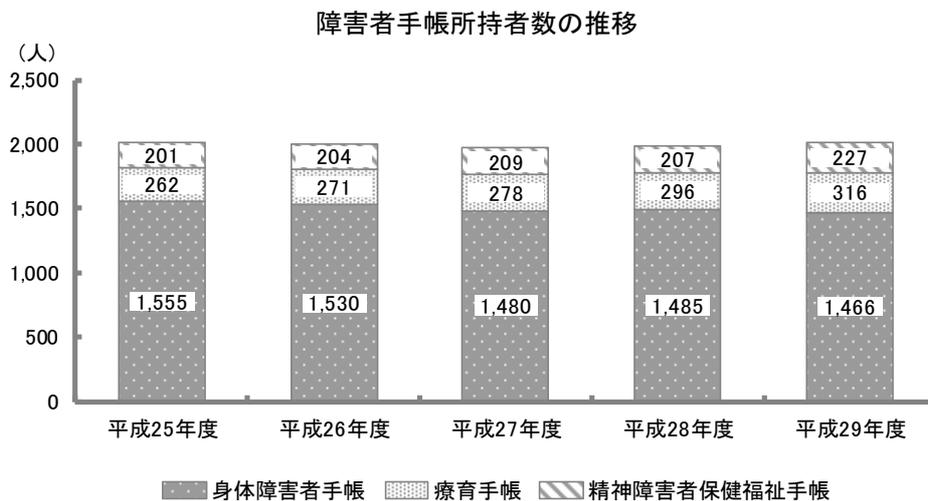
② 要支援・要介護認定者の介護度別推移

要支援・要介護認定者数は、増減を繰り返しながら増加傾向で推移しており、平成30年度は1,727人となっています。



(3) 障害者手帳所持者数の推移

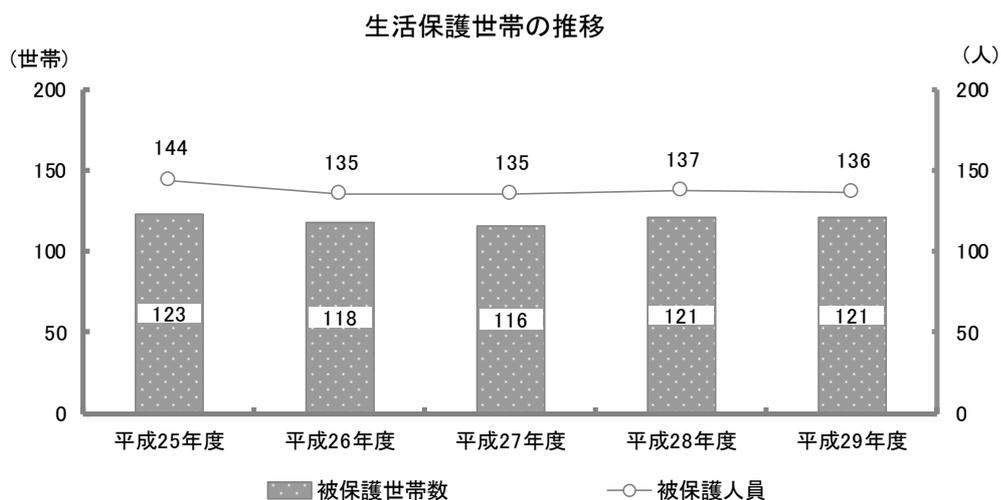
手帳交付数を平成25年度と平成29年度で比較すると、身体障害者手帳交付数は約0.9倍で1,466人、療育手帳交付数は約1.2倍で316人、精神障害者保健福祉手帳交付数は約1.1倍で227人となっています。



(4) 生活保護受給世帯等の状況

① 生活保護世帯の推移

被保護世帯数、被保護人員は横ばい状態にあり、平成29年度の被保護世帯数は121世帯、被保護人員は136人となっています。



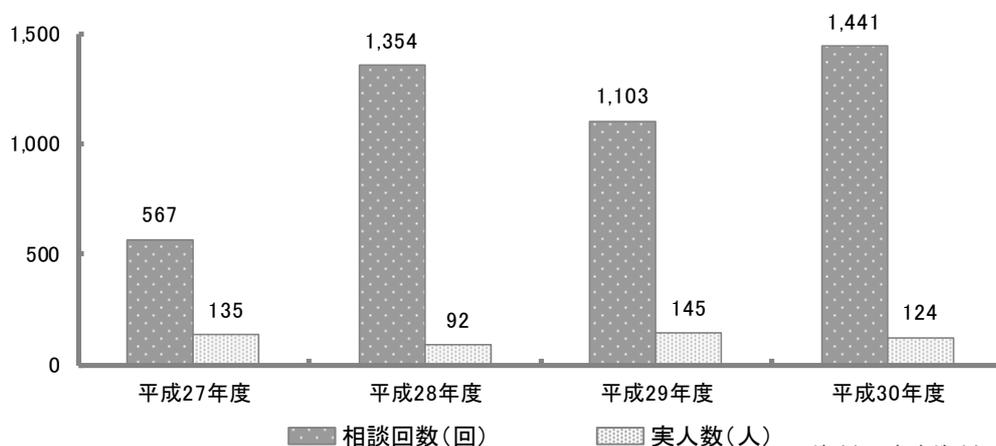
資料：加東市統計書（2019年3月改訂）

② 生活困窮者自立支援相談回数等の推移

生活困窮者自立支援の相談回数は、平成27年度以降、増減を繰り返しながら増加傾向となっており、平成30年度で1,441回となっています。

また、実人数は、平成27年度以降、増減を繰り返しており、平成30年度で124人となっています。

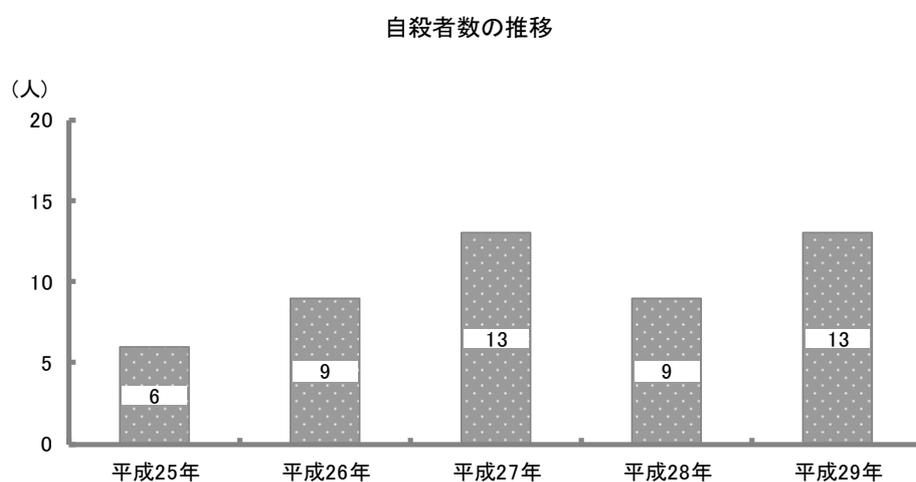
生活困窮者自立支援の相談回数等の推移



資料：庁内資料

(5) 自殺者数の推移

自殺者数は、増減しながら平成 29 年で 13 人となっています。



資料：厚生労働省（地域における自殺の基礎資料）

(6) 児童虐待相談件数の推移

児童虐待相談件数は、年々増加しており、平成 30 年度で 90 件となっています。内訳をみると、ネグレクトと心理的虐待が大半を占めており、平成 30 年度で 75 件と全体の 8 割を超えています。

児童虐待相談件数の推移

単位：件

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
身体的虐待	6	6	12	14	15
ネグレクト	27	35	34	41	36
心理的虐待	13	20	34	32	39
性的虐待	0	1	1	2	0
合 計	46	62	81	89	90

資料：庁内資料

2 市民意識調査からみえる加東市の現状

(1) 地域福祉の推進に関する意識調査の概要

「第3次加東市地域福祉計画」の策定に当たり、市民の地域福祉に関する認識や課題、意向等を把握し、施策を検討する上での基礎資料とすることを目的として実施しました。

① 調査対象

18歳以上の市民（住民基本台帳による無作為抽出）

② 調査方法

郵送配布、郵送回収

③ 調査時期

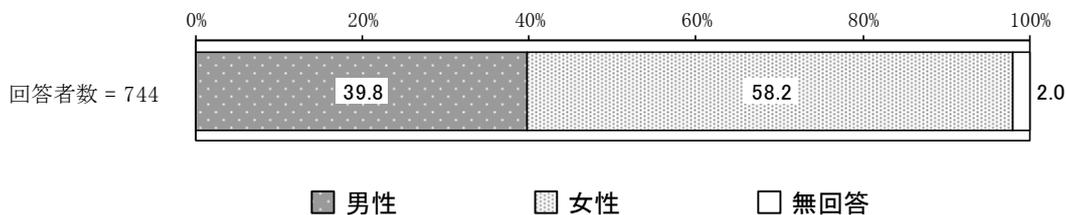
平成30年9月

④ 回収結果

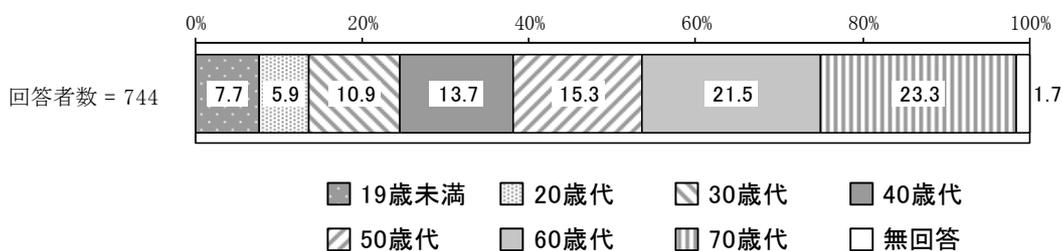
	配布数	有効回答数	有効回答率
市民意識調査	2,000通	744通	37.2%

(2) 地域福祉の推進に関する意識調査の主な結果

① 性別

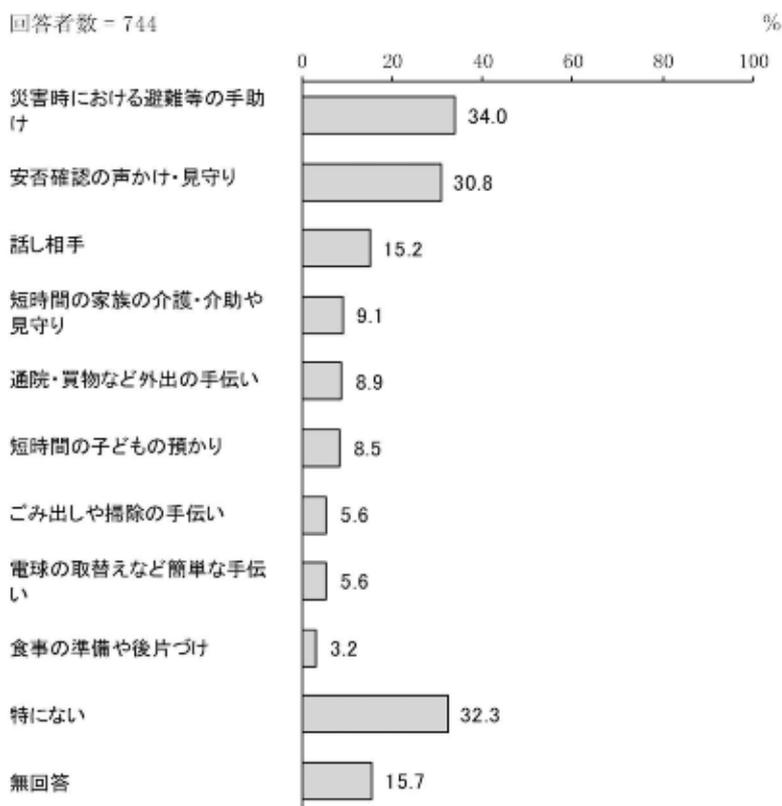


② 年齢



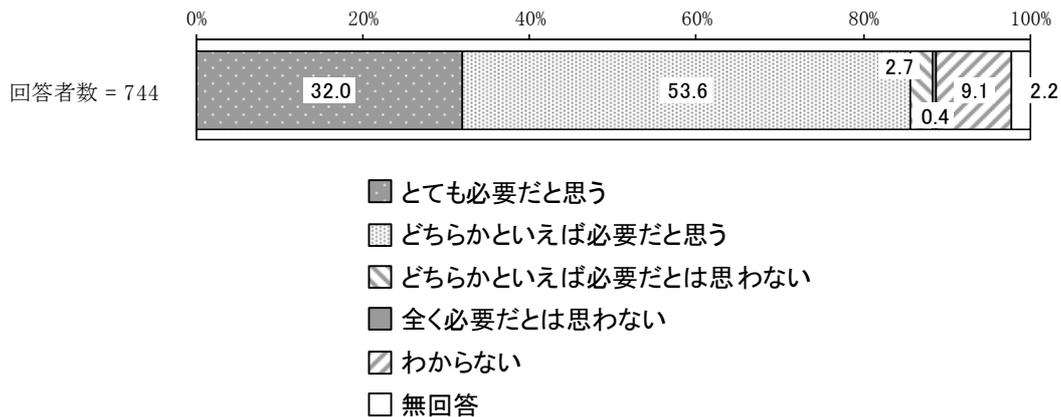
③ 手助けをしてもらったことについて

近所の人から手助けしてほしいことについては、「災害時における避難等の手助け」の割合が34.0%と最も高く、次いで「安否確認の声かけ・見守り」(30.8%)、「話し相手」(15.2%)の順となっています。



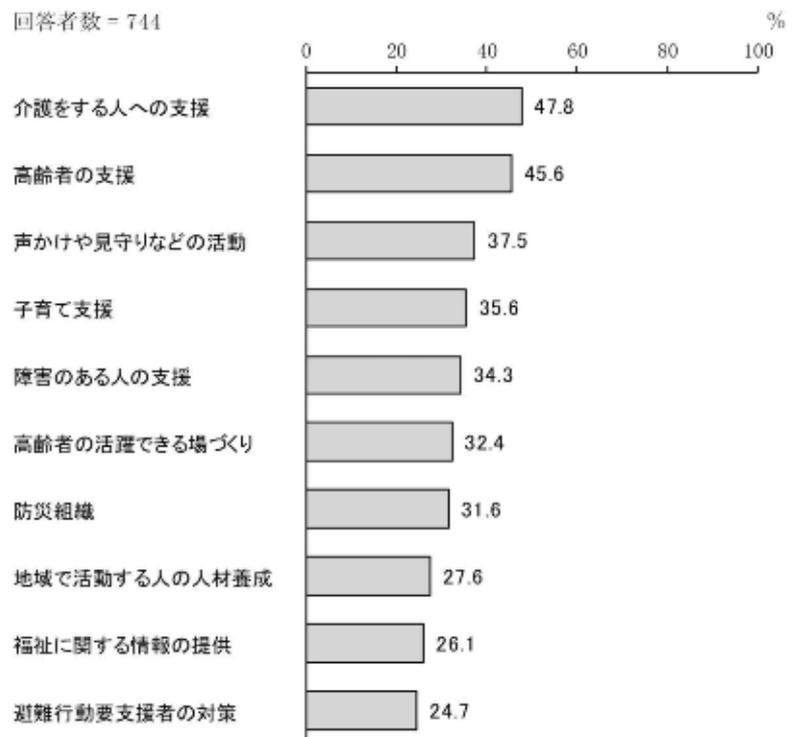
④ 住民相互の自主的な支え合い・助け合いがどの程度必要かについて

住民相互の支え合い・助け合いの必要性については、「とても必要だと思う」の割合が32.0%、「どちらかといえば必要だと思う」が53.6%で、合計8割以上（85.6%）が『必要だと思う』と回答しています。一方、「どちらかといえば必要だとは思わない」（2.7%）と「全く必要だとは思わない」（0.4%）の合計は3.1%となっています。



⑤ 今後重要だと思う地域福祉に関する取組について（上位10項目）

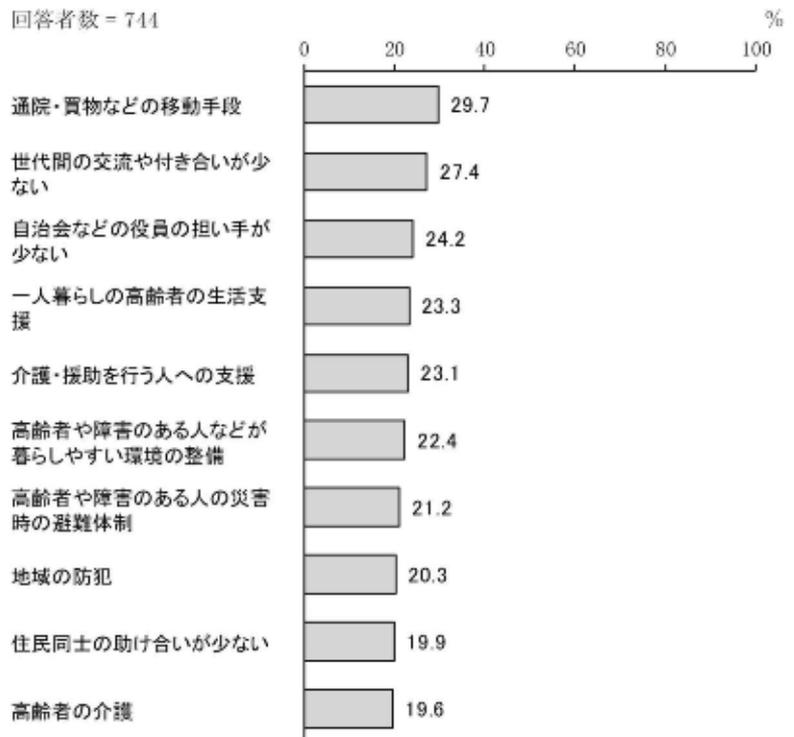
今後、重要と思う取組については、「介護をする人への支援」の割合が47.8%と最も高く、次いで「高齢者の支援」（45.6%）、「声かけや見守りなどの活動」（37.5%）、「子育て支援」（35.6%）、「障害のある人の支援」（34.3%）の順となっています。



⑥ 住んでいる地域の問題や課題について（上位 10 項目）

地域の問題や課題については、「通院・買物などの移動手段」の割合が 29.7%と最も高く、次いで「世代間の交流や付き合いが少ない」(27.4%)、「自治会などの役員の担い手が少ない」(24.2%)、「一人暮らしの高齢者の生活支援」(23.3%)、「介護・援助を行う人への支援」(23.1%)、「高齢者や障害のある人などが暮らしやすい環境の整備」(22.4%)、「高齢者や障害のある人の災害時の避難体制」(21.2%)、「地域の防犯」(20.3%)、「住民同士の助け合いが少ない」(19.9%)、「高齢者の介護」(19.6%)の順となっています。

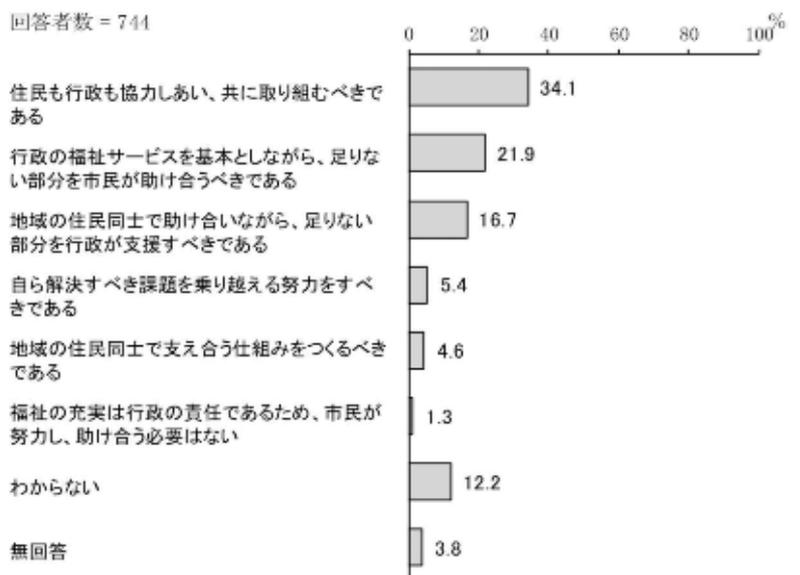
回答者数 = 744



⑦ 地域福祉を充実していくための住民と行政との関係について

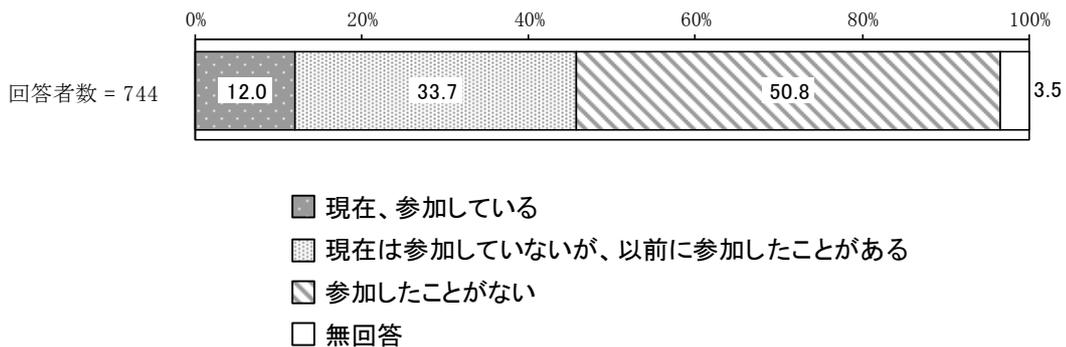
地域福祉における住民と行政の関係については、「住民も行政も協力しあい、共に取り組むべきである」の割合が 34.1%と最も高く、次いで「行政の福祉サービスを基本としながら、足りない部分を市民が助け合うべきである」(21.9%)、「地域の住民同士で助け合いながら、足りない部分を行政が支援すべきである」(16.7%)の順となっています。

回答者数 = 744



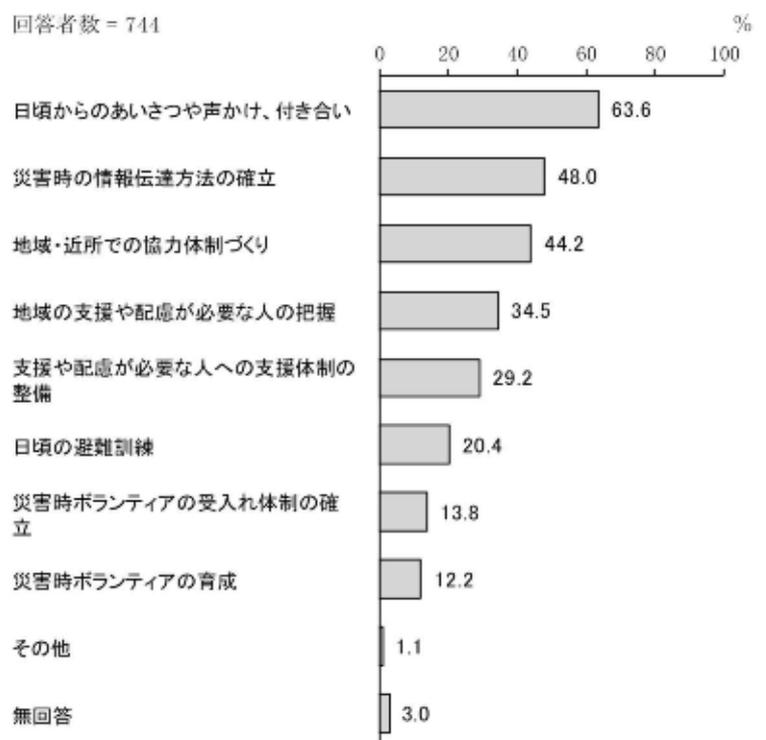
⑧ ボランティア活動への参加状況について

ボランティア活動への参加状況については、「現在、参加している」の割合は12.0%、「現在は参加していないが、以前に参加したことがある」は33.7%で、合計45.7%が『参加したことがある』と回答しています。一方、「参加したことがない」は50.8%となっています。



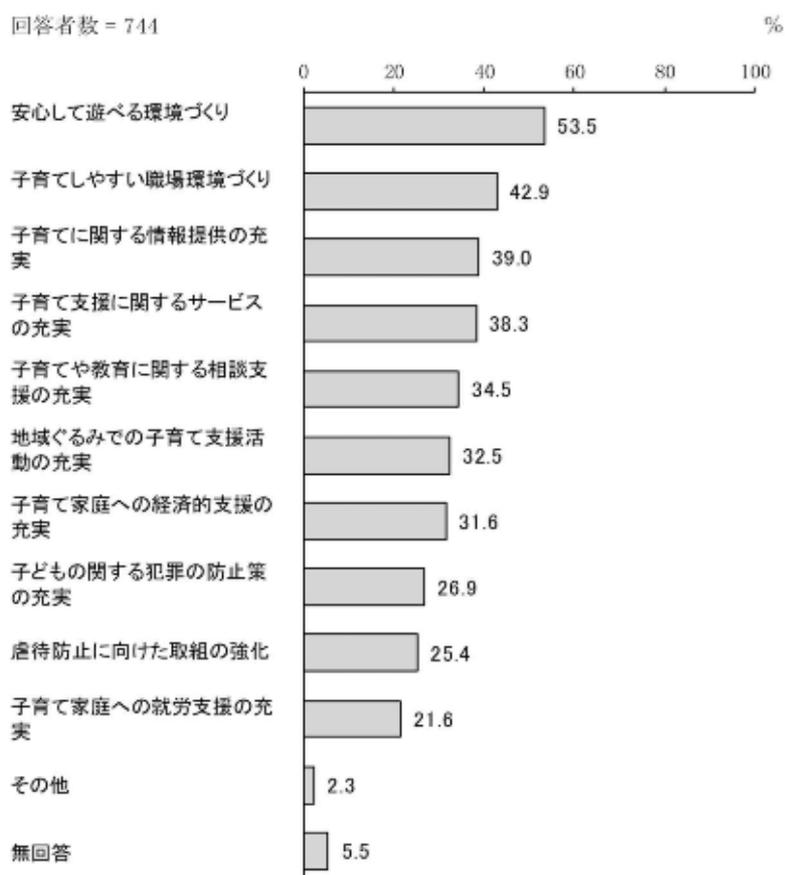
⑨ 災害など緊急時の備えとして重要だと思うことについて

災害など緊急時の備えとして重要だと思うことについては、「日頃からのあいさつや声かけ、付き合い」の割合が63.6%と最も高く、次いで「災害時の情報伝達方法の確立」(48.0%)、「地域・近所での協力体制づくり」(44.2%)、「地域の支援や配慮が必要な人の把握」(34.5%)、「支援や配慮が必要な人への支援体制の整備」(29.2%)の順となっています。



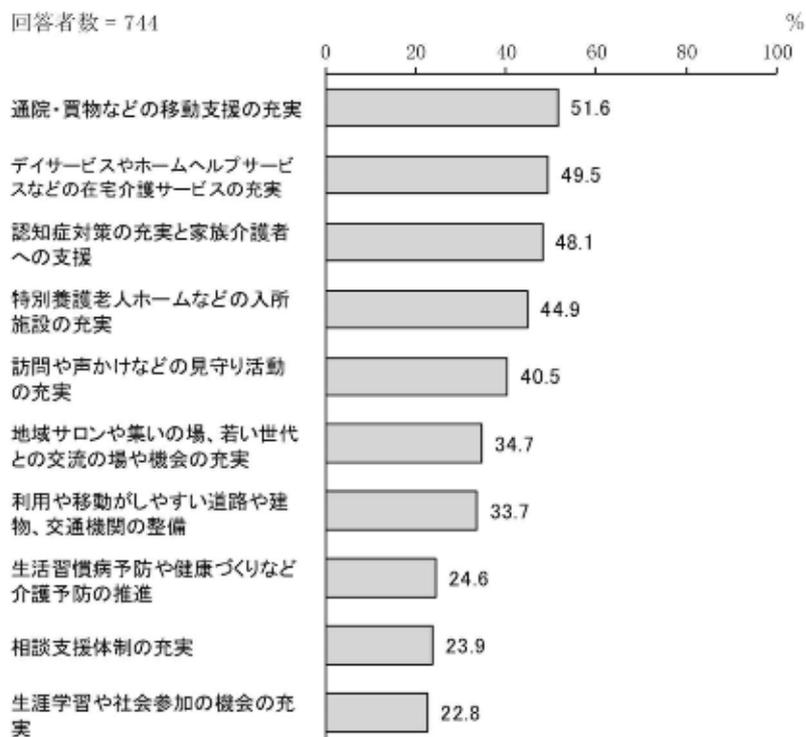
⑩ 子どもを健やかに育てるために重要だと思うことについて（上位 10 項目）

子育て支援については、「安心して遊べる環境づくり」の割合が 53.5%と最も高く、次いで「子育てしやすい職場環境づくり」（42.9%）、「子育てに関する情報提供の充実」（39.0%）、「子育て支援に関するサービスの充実」（38.3%）、「子育てや教育に関する相談支援の充実」（34.5%）の順となっています。



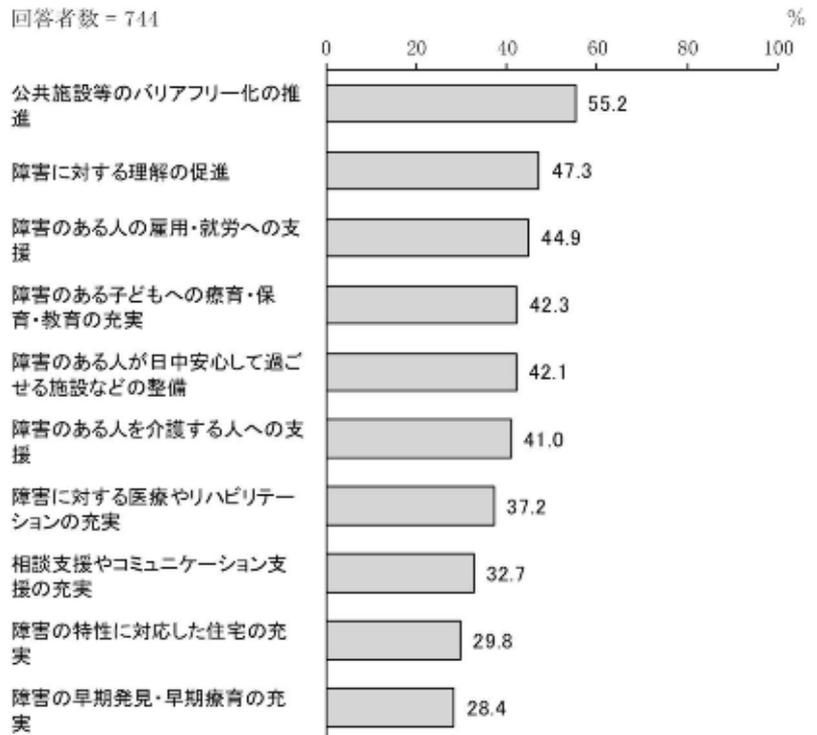
⑪ 高齢者が安心して暮らしていくために重要だと思うことについて
(上位 10 項目)

高齢者福祉については、「通院・買物などの移動支援の充実」の割合が 51.6%と最も高く、次いで「デイサービスやホームヘルプサービスなどの在宅介護サービスの充実」(49.5%)、「認知症対策の充実と家族介護者への支援」(48.1%)、「特別養護老人ホームなどの入所施設の充実」(44.9%)、「訪問や声かけなどの見守り活動の充実」(40.5%)の順となっています。



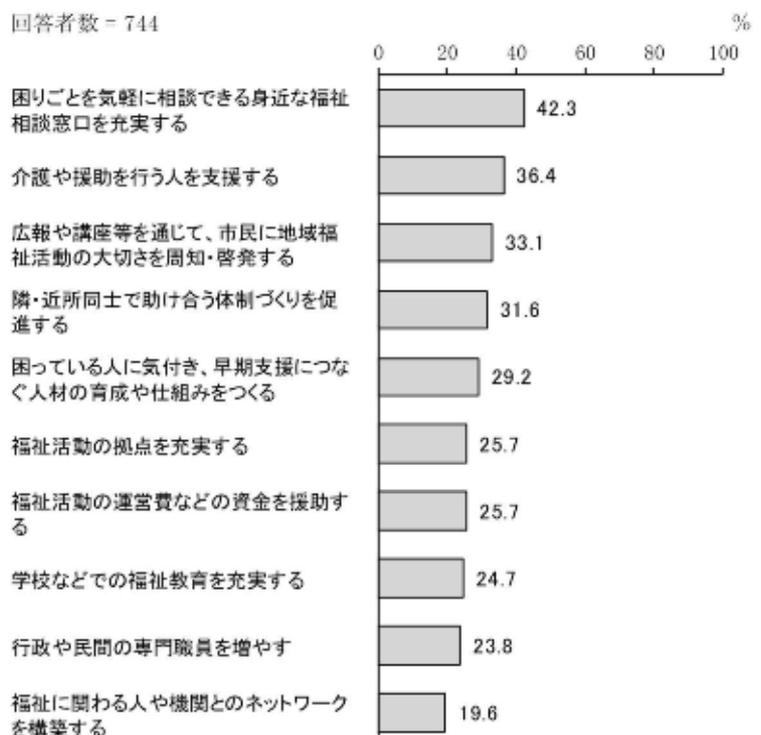
⑫ 障害のある人が安心して暮らしていくために重要だと思うことについて
(上位 10 項目)

障害者福祉については、「公共施設等のバリアフリー化の推進」の割合が 55.2%と最も高く、次いで「障害に対する理解の促進」(47.3%)、「障害のある人の雇用・就労への支援」(44.9%)、「障害のある子どもへの療育・保育・教育の充実」(42.3%)、「障害のある人が日中安心して過ごせる施設などの整備」(42.1%)の順となっています。



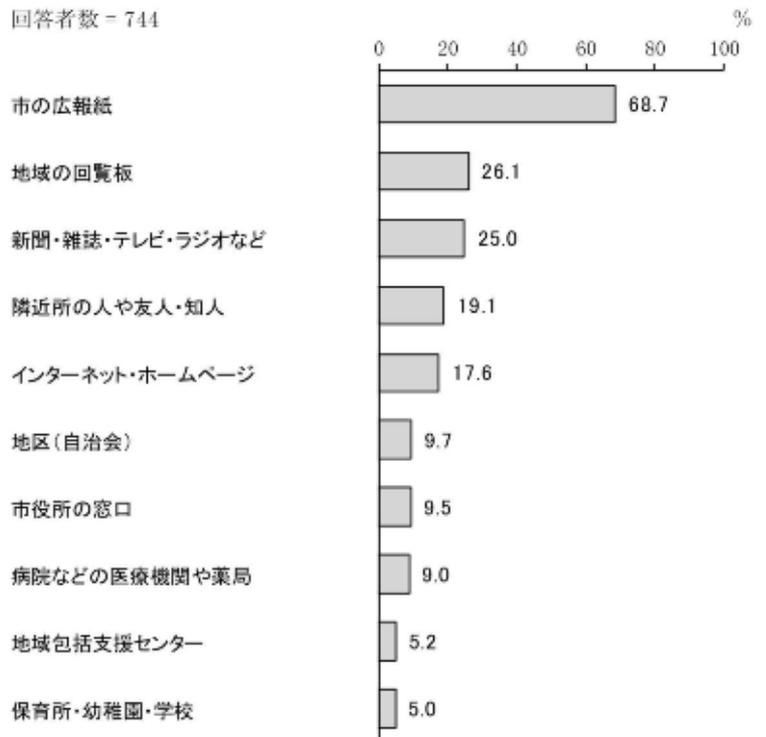
⑬ 地域福祉を推進するために「加東市」が力を入れるべきことについて
(上位 10 項目)

市が力を入れるべき福祉施策については、「困りごとを気軽に相談できる身近な福祉相談窓口を充実する」の割合が 42.3%と最も高く、次いで「介護や援助を行う人を支援する」(36.4%)、「広報や講座等を通じて、市民に地域福祉活動の大切さを周知・啓発する」(33.1%)、「隣・近所同士で助け合う体制づくりを促進する」(31.6%)、「困っている人に気付き、早期支援につながる人材の育成や仕組みをつくる」(29.2%)の順となっています。



⑭ 福祉活動等に関する情報の入手先について（上位 10 項目）

福祉活動等に関する情報の入手先については、「市の広報紙」の割合が 68.7%と突出して最も高く、次いで「地域の回覧板」（26.1%）、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオなど」（25.0%）、「隣近所の人や友人・知人」（19.1%）、「インターネット・ホームページ」（17.6%）の順となっています。



3 第2次計画の評価と意識調査からみえる課題

ここでは、第2次計画策定以降の地域福祉に関する課題を、国・県の動向や市民意識調査などから整理し、第3次計画で解決していくための課題整理を行います。

課題を整理するにあたり、第2次計画の基本目標ごとに整理しました。

基本目標1 助け合い安心して暮らせる地域づくり

【第2次計画の評価（地域福祉計画推進会議からの意見）】

- 新興住宅・集合住宅の人は付き合いが少ない。公園で出会ってあいさつしても、誰だかわからないことがある。
- 登下校の見守りに関して、下校時の見守りが手薄である。
- ボランティアは、災害対応を含めて、分野・分担別に募集・登録しておくことが望ましい。
- 小さなころからボランティア精神を養うことが大事である。個人の経験を報告・共有する場があれば良い。

【課題】

近年、特に若年層に見られる地域とのつながりの希薄化や家庭の密室化、一人暮らし高齢者の地域からの孤立、児童や高齢者等に対する虐待の問題が深刻化しています。また、今後、認知症高齢者や犯罪被害者が増加することも懸念されます。市民が地域で安心して暮らしていくには、平時からの交流や声かけ、見守りなどが地域内で機能していることが重要です。

本市では、ひとり外出見守りネットワーク・SOS ネットワークをはじめ、登下校における見守り活動、小地域福祉活動のサロン等を通して、地域での見守りに取り組んでいます。

意識調査では、「住民相互の支え合い・助け合いの必要性」について、必要だと思う人は約9割となっていますが、地域の人とのつながり意識については、弱いほうだと思う人が5割となっており、住民の地域での支え合い・助け合いの意識づくりが今後、より一層重要となります。

誰もが安心して暮らすことができる地域づくりのため、住民同士の交流を深め、地域住民による支え合い活動を促進することが必要です。

地震や台風などの自然災害の発生による被害拡大が懸念されるなかで、誰もが安心して暮らせる地域づくりが重要です。

意識調査で、「近所の人から手助けしてほしいこと」については、「災害時における避難等の手助け」が34%と最も高くなっています。また、「災害など緊急時の備えとして重要だと思うこと」については、「日頃からのあいさつや声かけ、付き合い」が約6割と最も高く、次いで「災害時の情報伝達方法の確立」「地域・近所での協力体制づくり」等となっています。

これらのことから、日常的に支援を必要とする人が緊急時や災害時に孤立しないよう日ごろからの見守り体制の充実や、的確な支援を実施する体制の構築が必要です。

基本目標 2 地域でつながるあたたかい居場所づくり

【第2次計画の評価（地域福祉計画推進会議からの意見）】

- 市・社会福祉協議会が一層、サロンの周知に取り組むべき。
- サロンや居場所はあるが、来たくても来られない人もいるので、その人たちの移動手段の確保が課題である。
- 障害を持つ方の居場所がさらに必要である。
- 利活用したくても空家についての情報が入ってこない。危険なものや利活用可能なものの区別と、その情報発信が必要である。
- 高齢者のつどいは、3年続けて開催できていない地区がある。

【課題】

子どもから高齢者、障害者などが地域で安心して暮らしていくためには、地域住民の理解とともに、居場所づくりの充実が求められます。

本市では、空家バンク制度や空家活用などの空家対策により、安全・安心のまちづくりを進めるとともに、地域の特性や現状に応じた小地域福祉活動やサロン等が実施されています。

今後、子どもから高齢者、障害者などすべての人が親しく交流できる機会づくりや安心して過ごせる居場所づくりを進めていく必要があります。

また、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等、地域で支援を必要としている人の抱える課題は多岐にわたっています。

意識調査結果をみると、今後、重要だと思う取組については、高齢者や子ども、障害者の支援以上に「介護をする人への支援」の割合がおおよそ5割と高く、より介護者支援のためのサービス等の充実が求められています。また、高齢者福祉では「デイサービスやホームヘルプサービスなどの在宅介護サービスの充実」「特別養護老人ホームなどの入所施設の充実」、障害者福祉では「障害のある人が日中安心して過ごせる施設などの整備」、子育て支援では「子育て支援に関するサービスの充実」を求める意見が多くなっています。

今後、誰もが安心して地域で暮らせるよう、福祉サービスの周知を図るとともに、支援を必要とする人が必要なサービスを受けることができるよう、きめ細かなサービスの提供・充実が求められます。

基本目標 3 社会参加を実現する仕組みづくり

【第2次計画の評価（地域福祉計画推進会議からの意見）】

- 知的障害者向けのグループホーム設置を要望する声が多。
- 生活支援サポーター養成講座の参加者が減少傾向にある。なぜ減少しているかを考えると同時に、企画内容も検討する必要がある。

【課題】

高齢者や障害者が、自立と尊厳を保持しながら、可能な限り住み慣れた地域で自分らしく生活を送るための基盤づくりは、重要です。

本市では、障害者、引きこもりがちな若者等に対し、就労先の開拓や相談、ハローワーク等への同行などの就労支援に取り組むとともに、障害者就労支援施設の利用者と地域の人たちとのふれあいの場などを設けています。

意識調査結果をみると、障害者福祉において「障害のある人の雇用・就労への支援」を求める人が4割以上と高くなっています。そのため、何らかの支援が必要な人が地域で自立した生活を送れるために、相談支援のさらなる充実や関係機関へつなげる連携体制の強化などが必要です。

また、地域福祉を推進する上では、市民一人ひとりが、お互いの人権を尊重し、人と人とのつながりを持ち、地域活動につなげていくことが重要です。

本市では、地域福祉を推進する担い手を育成する取組として、ボランティア養成講座や手話通訳者養成講座を定期的を開催しています。

意識調査結果から、地域福祉を推進する担い手としての活動意向のある人は5割以上となっており、潜在的な地域福祉活動参加へのニーズは高い現状があります。そのような意向を具体的な活動へつなげる研修等を行い、福祉課題を解決する担い手につながる取組を進めていくことが必要です。また、ボランティアの団体育成や人材育成の機会を設け、効果的な啓発活動を行い、活動の周知を図ることも必要です。

基本目標 4 みんなが暮らしやすい環境づくり

【第2次計画の評価（地域福祉計画推進会議からの意見）】

- 移動販売が他の地域にも広がれば良い。利用状況等を知る機会も重要である。
- 民間のタクシーを活用した移動手段を検討しているところもある。買物難民を無くせるように色々な取組の検討が必要である。
- 移動手段への参画は、責任が重い。善意だけでは無理でボランティアには難しい。行政の手厚いフォローが必要である。
- 介護ファミリーサポート事業を利用する人は多いが、協力会員（担い手）が不足している。協力会員を増やすことが重要である。
- 基本的にバリアフリーの整備はできていると思われるが、目線や立場によって、感じ方が変わる。弱視や外出困難の人にとっては、暮らしやすい環境といえるのか不明である。
- バス停や歩道の様子は、10年前と変わっていない。

【課題】

誰もが住み慣れた家庭や地域で安全に安心して暮し続けるためには、ユニバーサルデザインの視点による生活環境の整備や地域コミュニティの向上が重要です。

本市では、ハード面の一つとして公共施設等のバリアフリー整備に取り組んでいます。ソフト面においては、日常生活手段として、介護ファミリーサポート事業の充実を図っています。

意識調査結果をみると、地域の問題・課題や高齢者福祉の課題として、「通院・買物などの移動手段」の割合が最も高くなっており、高齢者等から日常生活における移動手段の確保が求められています。

今後も、公共交通や福祉交通の充実、移動しやすい歩道や子ども連れや高齢者等に配慮した施設の整備など、誰もが暮らしやすいまちの整備を進める必要があります。

基本目標5 ふだんから支え合えるネットワークづくり

【第2次計画の評価（地域福祉計画推進会議からの意見）】

- 職員がスキルアップのための研修を受講しているが、ただ受講すれば良い訳ではない。学んだことを発揮できてこそ意味がある。専門職が専門性を向上させるには、研修やOJT等色々な方法がある。それらをどのように取り入れるかが、今後、重要になっていく。
- 障害、高齢、子育て等全体を包括するシステムの構築・総合的な相談体制が必要になる。

【課題】

多様化・複雑化している福祉ニーズや生活課題に対応できるよう、各相談窓口相互のネットワークの強化など、相談体制の充実が求められます。

本市においては、福祉の総合相談窓口を設置し、福祉に関する様々な相談に応じ、関係課や関係機関と連携しています。

意識調査結果をみると、市が力を入れるべき福祉施策については、「困りごとを気軽に相談できる身近な福祉相談窓口を充実する」の割合が4割と最も高くなっています。

地域包括ケアシステムの構築においては、住民参加による支え合いの仕組みづくり、地域づくりを目指しています。意識調査結果をみると、地域福祉における住民と行政の関係については、「住民も行政も協力しあい、共に取り組むべきである」と考える人が多くなっています。今後も、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に推進されることが望まれ、住民主体の活動の機会・場づくりを進め、生活支援や介護予防などの助け合い活動にもつなげていくことが重要です。



計画の基本的な考え方

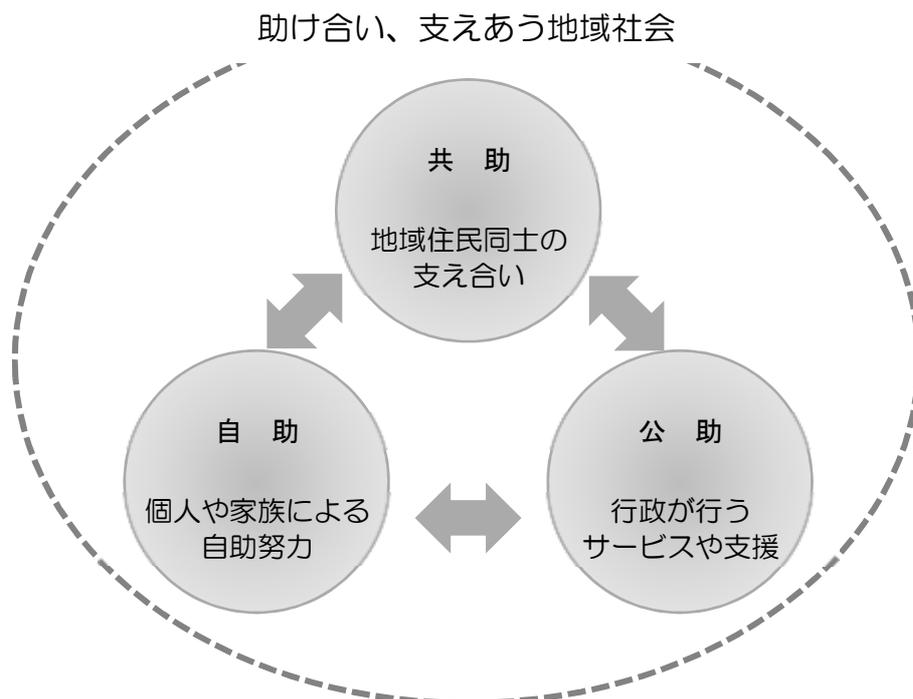
1 計画の基本理念

すでに作り上げられ、形づくられた地域の『わ』で支えあうだけでなく、地域それぞれの実情に応じたオリジナルなスタイルで、あらゆる世代と協働し、共に手を取り合い、支えあいながら新たな『わ』をつくりあげていきます。その中で、年齢、性別、障害の有無、国籍などにとらわれることなく、一人ひとりが尊重され、生きがいを見つけ、安心して暮らすことができる地域社会の創造を目指します。

第3次計画の基本理念は、第2次計画に示す本市基本理念を踏襲した『地域がつむぐ加東の『わ』～生きがい、安心、支えあい～』とし、本市に暮らすすべての人が、お互いにやさしさと思いやりの気持ちを持って、生きがい、安心、支えあいの輪を広げることで、安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

[基本理念]

地域がつむぐ加東の『わ』～生きがい、安心、支えあい～



2 計画の基本目標

基本目標1 交流・助け合い「安心できる」居場所づくり

元気で生きがいを持ち、住み慣れた地域で、自分らしく生き生きと暮らしていくことは、誰もが抱く願いです。そのためには、身近な地域で人と人とのつながりを深めることは大変重要です。何らかの形で地域や近くの人とのかかわりを持つことで、ふれあいが生まれ、地域における支えあいの土壌が培われていきます。

居場所づくりの一つにサロン活動があります。この活動は、地区の公民館等の身近な集会施設を活用し、地域とのつながりが必要な方（閉じこもりがちな高齢者等）が参加し、茶話会だけでなく、趣味の活動や健康づくり、ゲーム、スポーツ、生涯学習など市民同士の交流を通じた楽しみや生きがいづくり、仲間づくりの一つになっています。

誰もが自由に参加でき、自分を生かしながら安心して過ごせる場所、そのような居場所づくりを進めます。

また、日ごろから災害時に備えた安全・安心な地域づくりのため、災害を想定した地域住民による要援護者の支援体制づくりを進めます。

基本目標2 日々の暮らしを「支える」生活環境づくり

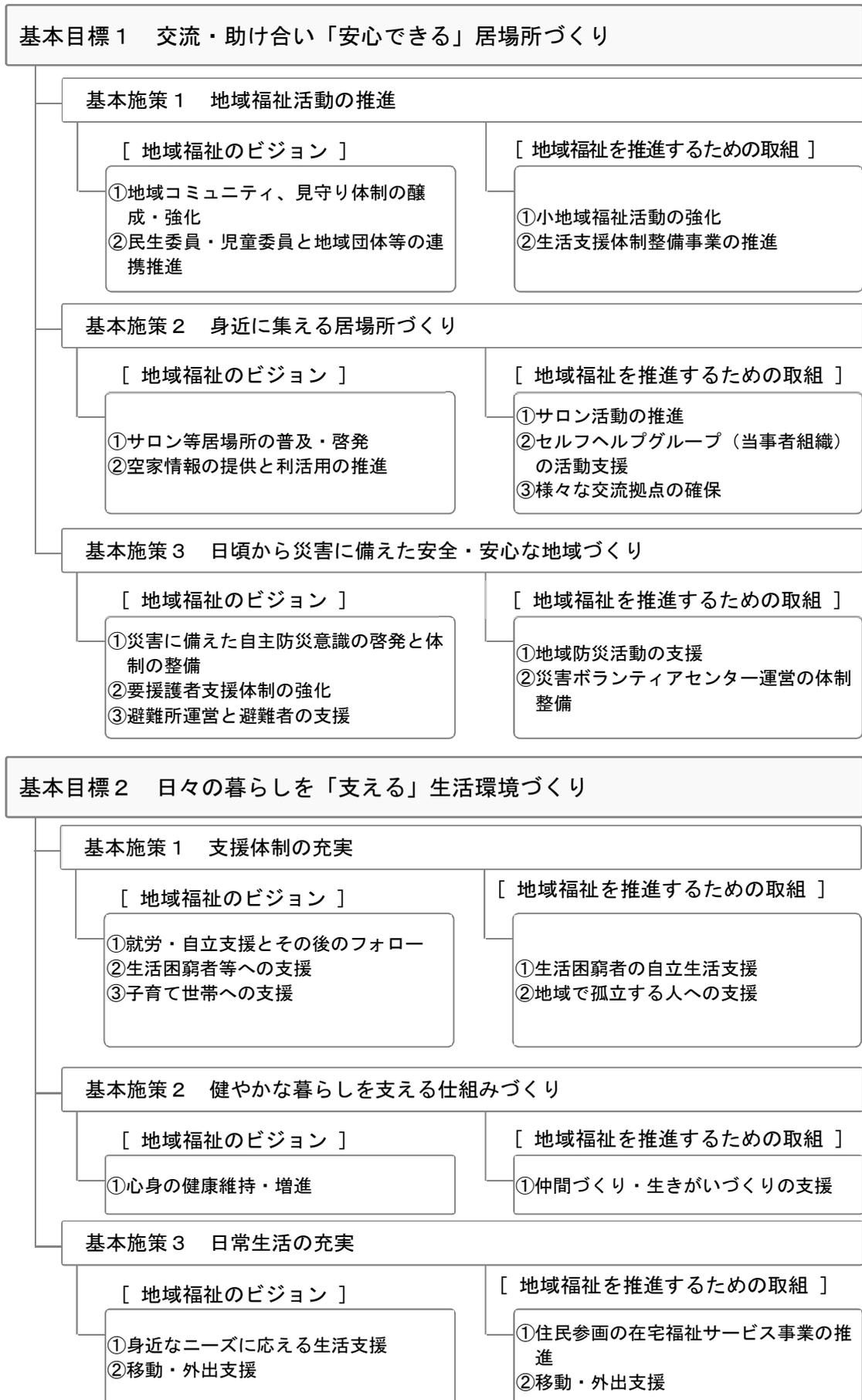
様々な生活課題を地域全体の課題として捉え、地域で考え、話し合い、協力して解決していく生活支援体制や、障害者、生活困窮者などへの自立支援、介護予防や高齢者の生きがいづくりや健康づくり等を通して互いの人格と個性を尊重し、すべての人が地域で支え合いながら共生できる福祉社会づくりに取り組むとともに、様々な人が暮らしやすい地域社会の実現には、ユニバーサルデザインの視点が欠かせません。地域における共生を促進し、つながりを強めることで暮らしを支える生活環境づくりを進めます。

基本目標3 「自立」「参加」を支え、後押しする仕組みづくり

すべての人が地域社会において、生きがいを持ち自立した生活を営むためには、自発的に意欲と能力、状況等に応じて地域社会に参加できる仕組みと地域の特性や資源の状況を踏まえた仕組みづくりが必要です。

3 計画の体系

地域がつむぐ加東の『わ』く生きがい、安心、支えあい



基本目標3 「自立」「参加」を支え、後押しする仕組みづくり

基本施策1 福祉を担う人材の育成・支援

[地域福祉のビジョン]

- ①人材育成と意識・関心の高まりを促す取組
- ②ボランティア意識の醸成・啓発と分野別ボランティアの登録支援

[地域福祉を推進するための取組]

- ①ボランティアの育成と活動のきっかけづくり
- ②ボランティアセンターの充実
- ③学校・企業への参加促進
- ④福祉学習の推進

基本施策2 自立・参加に向けた支援

[地域福祉のビジョン]

- ①高齢者の社会参加の促進
- ②障害者の自立・参加の後押し

[地域福祉を推進するための取組]

- ①高齢者の社会参加の促進
- ②障害者人の社会参加と理解促進

基本目標4 「包括的」な相談・支援体制づくり

基本施策1 総合相談体制の確立

[地域福祉のビジョン]

- ①分野を超えた包括的な相談体制
- ②適切に繋ぐ関係機関との連携
- ③権利擁護支援体制の推進
- ④総合相談窓口の強化

[地域福祉を推進するための取組]

- ①身近に相談できる仕組みづくり
- ②権利擁護事業の推進
- ③関係機関・地域資源とのネットワークづくり

基本施策2 情報提供の強化

[地域福祉のビジョン]

- ①各種制度等の普及・啓発

[地域福祉を推進するための取組]

- ①多様な情報提供（必要な人に必要な情報が届く仕組みづくり）



地域福祉のビジョン

基本目標 1 交流・助け合い「安心できる」居場所づくり

基本施策 1 地域福祉活動の推進

【今後の方向性】

地域で見守る側、見守られる側の立場を超えて認め合うことが重要であり、日頃から、地域において、様々な団体等と連携を図りながら、開かれた関係づくりを推進します。

【協働の取組】

主な担い手	取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○地域でのイベント（行事）や小地域福祉活動に参加し、地域の人や団体等とのつながりを深めます。 ○講座や福祉学習等を通じて、地域福祉活動への理解を深めるように努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○事業活動の中で、高齢者、児童、障害者等の見守り活動を実施し、異変を察知したときは、市や関係機関と連絡できる体制づくりに努めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ①小地域福祉活動の強化・・・P 54 ②生活支援体制整備事業の推進・・・P 54
行政	<ul style="list-style-type: none"> ①地域コミュニティ、見守り体制の醸成・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・地域・事業者・行政が一体となった見守り体制を強化します。 ・地域における住民主体の活動を推進するため、地域福祉学習の推進、交流拠点づくり、コミュニティづくり等に関する情報提供を行います。 ・住民を主体とした支え合いの仕組みづくりである生活支援体制整備事業を推進します。 ②民生委員・児童委員と地域団体等の連携推進 <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員が活動しやすい環境の整備に努めます。 ・民生委員・児童委員と地域団体、福祉専門職等との連携強化、研修の充実など活動の支援を行います。

【指標と目標】

指標	現状値	目標値				
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
生きがいがあると答える高齢者や要介護者の割合	76.2% (H28)	-	-	90%	-	-

【主な事業等】

事業	事業内容・事業目的	担当課
コミュニティ推進事業	まちづくり協議会やまちづくり活動に取り組む各種団体等に補助金を交付し、市民主体の自主的な活動を支援することにより、市の活力と賑わいづくりを推進する。	人権協働課
生活支援コーディネーターの配置	生活支援体制整備事業を推進するため、生活支援コーディネーターを第1層（市全域）、第2層（中学校区）に配置し、協議体と共に活動して、地域ニーズを把握する。また、地域資源の開発やネットワークの構築等を行い、住民を主体とした支え合いの仕組みづくりを促進する。	高齢介護課
民生委員事業	民生委員法に規定する職務を円滑に遂行するために、民生委員・児童委員及び民生児童協力員が行う活動等に対する助成を行う。	福祉総務課

コラム すべての人にやさしく、住みやすい福祉のまちとは？

私たちの暮らしは、大多数の健常者の考え方・意識が元となって成り立っていて、必ずしも障害者のことを考えてつくられてはいません。これは言い換えると、私たちが気づかないうちに障害者を差別していることと同じかもしれません。

周りの人の考え方や意識、対応の仕方などが変われば、「生きづらさ」を抱えている人も暮らしやすくなるのではないかということなのです。

知らないうちに「差別」をしてしまっていることに気づくことかもしれません。気づくことが、「我が事」となる第一歩となります。

多くの人が「我が事」として、生きづらさのものが何かに気づき、生きづらさを軽減するにはどのような活動が必要かを考え実際に行動することで、「地域共生社会」は実現していきます。

基本施策2 身近に集える居場所づくり

【今後の方向性】

地域の中で、住民が孤立することなく、様々な機会に自発的に参加することができるよう、誰もが安心して、集える居場所づくりや、誰もが楽しめる機会づくりに努めます。

【協働の取組】

主な担い手	取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○市民は、サロン活動や地域でのイベント（行事）に積極的に参加します。 ○地域は、障害者、高齢者、子ども、外国人等幅広い層の交流の機会をつくります。 ○市民活動団体は、誰もが参加したいと思える魅力ある活動を展開します。 ○地域の行事等に誰もが気軽に参加できる環境づくりや呼びかけに努めます。 ○公園や公民館など身近な施設を交流の場として活用し、誰もが安心して集えるよう、管理・運営方法について地域で話し合います。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○市内にある空き店舗などを活用し、高齢者、障害者、子どもなどが集える場や機会づくりの提供に努めます。 ○SNS への掲載やチラシ等の設置など、市民の主体的な情報発信に協力します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ①サロン活動の推進・・・P56 ②セルフヘルプグループ（当事者組織）の活動支援・・・P56 ③様々な交流拠点の確保・・・P56
行政	<ul style="list-style-type: none"> ①サロン等居場所の普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障害者などが安心して過ごせる環境整備と居場所づくり活動の情報提供を行います。 ②空家情報の提供と利活用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉の地域拠点づくり等の施策との連携や、地域で活動する団体への活用を促進します。

【指標と目標】

指標	現状値	目標値				
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
地域交流スペースとしての空家等利活用件数（累計）	0 (H30)	1	2	3	5	7
サロンなどへの参加状況	15.5% (H28)	-	-	15.8%	-	-

【主な事業等】

事業	事業内容・事業目的	担当課
まちかど体操事業	高齢者の介護予防のために「いきいき百歳体操」等を行う「加東まちかど体操教室」の実施主体となる地域・グループの育成及び開催支援を行う。	高齢介護課
かとうふまねっと事業	転倒防止や認知症予防のために要支援認定者等がネットを踏まずに歩行する運動等を行う「ふまねっと事業」を実施する。	高齢介護課
長寿を祝う会事業	まちづくり協議会主催による敬老会事業の実施に対する補助を行う。	高齢介護課
空家等対策事業	加東市空家等対策審議会の運営、空家等対策計画に基づく対策を実施する。	都市政策課

基本施策3 日頃から災害に備えた安全・安心な地域づくり

【今後の方向性】

サロンや地域づくり活動等を通じて、日ごろから地域の中で、顔の見える関係づくりを大切にし、お互いに声をかけあい避難できるよう自主防災意識の啓発に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする災害時要援護者の支援体制を地域の中で構築し、住民同士で共有する仕組みづくりを進めるため、要援護者の意向を十分に尊重し、本人の置かれた環境や生活状況のアセスメントを行い、避難のための個別支援計画等の策定を推進します。

【協働の取組】

主な担い手	取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○市民は、災害に備え、防災用品や食料品などを備蓄します。 ○市民は、災害時の緊急連絡先や避難場所などを普段から把握します。 ○日頃から地域でのつながりを深め、災害時に役立つ情報の収集に努めます。 ○地域は、あらかじめ地域の中で災害時の支援者を決めるなど、協力体制を整備します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時には、地域を守るための物資、場所、人材の提供等の協力を努めます。 ○浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設は避難確保計画を策定します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ①地域防災活動の支援・・・P58 ②災害ボランティアセンター運営の体制整備・・・P58
行政	<ul style="list-style-type: none"> ①災害に備えた自主防災意識の啓発と体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情を踏まえた防災訓練や講習会の実施、マイ防災マップの作成支援などにより、自主防災組織の育成、強化を図ります。 ②要援護者支援体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者制度の周知や地域が要支援者の個別支援計画を策定する際の支援を福祉専門職と共に行います。 ・浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設が避難確保計画を策定する際の支援を行います。 ③避難所運営と避難者の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所における要支援者に対する支援体制の構築、強化を関係機関（市民、事業者、社会福祉協議会等）と共に行います。

【指標と目標】

指標	現状値	目標値				
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
自主防災訓練実施組織数	15 (H30)	33	34	35	36	37
個別支援計画策定割合	(R1)	地区の策定状況調査中 (12/20)				
避難確保計画策定数 (H30 現在 42 施設)	2 (H30)	23	42	-	-	-

【主な事業等】

事業	事業内容・事業目的	担当課
自主防災組織への支援	自主防災組織活動(訓練、講習会等)の支援を行う。	防災課
災害時要援護者個別支援計画の策定支援	災害時要援護者と支援者の調整を行い、日ごろからの見守りを含めた個別支援計画策定を支援する。	防災課 福祉総務課、 高齢介護課、 社会福祉課
総合防災訓練	市の防災力の向上を図るため、災害時を想定した連絡、救助、応急復旧等の訓練を地域や関係団体、機関等と連携し実施する。	防災課
要配慮者利用施設の避難確保計画の策定支援	水害や土砂災害が発生する恐れがある場合に、福祉施設等の施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための計画策定を支援する。	防災課 高齢介護課、 社会福祉課 学校教育課、 こども教育課

基本目標 2 日々の暮らしを「支える」生活環境づくり

基本施策 1 支援体制の充実

【今後の方向性】

地域のふれあい・支え合い体制を維持しながら、高齢者や障害者、生活困窮者、引きこもり状態にある人、ひとり親家庭など様々な支援を必要とする要支援者に対して、専門機関等が連携し、団体、ボランティア、福祉専門職等とのネットワークを充実させ、地域全体で相互に支え合う包括的な支援体制を整備し適切な対応を行います。

【協働の取組】

主な担い手	取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none">○市民は、良き隣人として、悩みを相談し合える人間関係を気付きます。○市民は、フォーラムや講座に参加し要支援者への理解を深めるように努めます。○地域は、地域全体で支援が必要とする人を支える体制づくりに取り組みます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">○地域の担い手のすそ野を拡大し、多様な能力を生かすため、高齢者、障害者等の就労環境づくりに努めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">①生活困窮者の自立生活支援・・・P60②地域で孤立する人への支援・・・P60
行政	<ul style="list-style-type: none">①就労・自立支援とその後のフォロー<ul style="list-style-type: none">・関係機関と連携し就労・就労定着に向けた支援を行い、自立した日常生活が送れるように支援します。②生活困窮者等への支援<ul style="list-style-type: none">・就労環境の整備などの事業に取り組み、個々の状況に応じた自立や就労、生活、社会とのつながりの回復などを支援します。③子育て世帯への支援<ul style="list-style-type: none">・ひとり親家庭に対する相談支援を充実させるとともに、就労に向けた資格の取得費用の助成や貸付申請等を支援します。

【指標と目標】

指標	現状値	目標値				
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
就労準備事業協力事業所への就労者数（人・累計）	1 (H30)	3	4	5	6	7
自立支援教育訓練給付金等支給者数（人・累計）	6 (H30)	8	9	10	11	12

【主な事業等】

事業	事業内容・事業目的	担当課
雇用促進事業	ハローワーク等と連携して、就労に関する情報提供や相談業務の実施。企業訪問による雇用情勢等の情報を収集し、就業機会を確保する。	商工観光課
要援護者就労環境整備事業	生活困窮者や生活保護の被保護者の就労準備に協力する市内事業所の確保及び当該事業所への就労支援を行う。	社会福祉課
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者への相談・支援等を実施する。	社会福祉課
地域活動支援センター事業	企業等での就労が困難な障害者の社会交流等の活動の機会や、創作、生産活動の場を確保するため、地域活動支援センターへの運営補助を行う。	社会福祉課
ひとり親等福祉事業	自立のための資格取得に向けた自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の支給を行う。	福祉総務課

基本施策2 健やかな暮らしを支える仕組みづくり

【今後の方向性】

地域における健康体操の実施や健康に関する学習機会や情報提供を通して、住民の心身の健康増進を図り、住民がよりよい生活環境を確立し、健やかに暮らすことができる仕組みづくりを進めます。

【協働の取組】

主な担い手	取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○市民は、健康診断の受診や運動の習慣化など、主体的に健康づくりに取り組みます。 ○地域は、地域ぐるみで健康の維持・増進に取り組みます。 ○市民は、栄養のバランスの取れた食事や野菜を摂取することの大切さについて理解を深めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者も一緒になって、地域での健康づくりや食育に関する事業に取り組みます。
社会福祉協議会	①仲間づくり・生きがいをづくりの支援・・・P62
行政	<ul style="list-style-type: none"> ①心身の健康維持・増進 <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断の受診や生活習慣病予防を進め、生涯にわたる健康な生活習慣の定着を推進します。 ・生活支援サポーターを育成し、介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービス実施体制の整備を推進します。 ・高齢者の活躍の場の創出や地域における健康活動、趣味活動など生きがいをづくりを通して、互いに支え合える取組を支援します。 ・市民が自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、様々な分野の関係機関や団体との連携、協働により、自殺対策を総合的かつ効果的に推進します。

【指標と目標】

指標	現状値	目標値				
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
生活支援サポーター協力会員活動回数（回）	739 (H30)	1,810	2,100	2,300	2,400	2,500

【主な事業等】

事業	事業内容・事業目的	担当課
健（検）診の推進	市民の健康保持・増進を図るため、市独自で腎機能検査、貧血検査及び総コレステロール値を追加し特定（基本）健康診査を実施する。 また、がんの早期発見・早期治療を図るため、各種がん検診を実施する。	健康課
自殺予防対策事業	地域におけるネットワークの強化、自殺対策を支える人材育成、「こころの相談窓口」の普及啓発等を行う。	健康課
福祉総合相談事業	民生委員・児童委員や介護支援専門員等の関係機関と連携し、高齢者の相談を総合的に受け、訪問等により実態を把握し、必要な各種サービスの調整を行う。	高齢介護課
生活支援サポーター活動支援事業	援助をして欲しい高齢者（依頼会員）と援助活動をしたい人（協力会員）を結び、簡単な家事のお手伝い、買い物、外出時の付添いなどを行う有償の相互援助活動を加東市社会福祉協議会に委託し実施する。	高齢介護課
介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス）	要支援認定者等に対する自立した生活支援の継続を図るための訪問型サービスを実施する。	高齢介護課

基本施策3 日常生活の充実

【今後の方向性】

買い物や外出が困難な人のための移動手段等の確保、安全快適に通行できる道路や高齢者等に配慮した施設の整備など、誰もが利用しやすいまちの整備を進めます。

また、誰もが身近な地域で安心して暮らしていけるよう、住環境・公共施設等のハード面の整備に加え、認知症や障害者などに対する理解・配慮ができる地域づくりを進めます。

【協働の取組】

主な担い手	取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者などは、移動支援サービスや福祉タクシー利用券助成事業等を利用して、進んで地域活動などに参加します。 ○市民や地域は、地域で買い物難民といわれる人たちを、手助けして買い物できる体制を考えます。 ○地域は、高齢者などの移動支援について提案します。 ○ご近所同士、助け合い精神で家事サポートする体制づくりに努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法人は、地域公益活動の一環として取り組むことができる福祉活動を研究します。 ○事業者は、地域が主体となった生活支援サービスの実施を支援します。 ○事業者は、地域の高齢者などの自立支援に資する移動サービスの提供に協力します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ①住民参画の在宅福祉サービス事業の推進・・・P63 ②移動・外出支援の確保・・・P63
行政	<ul style="list-style-type: none"> ①身近なニーズに応える生活支援 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修助成事業、緊急通報システムの貸与やGPS機能付き位置情報検索機器の購入補助事業等を行うことで、増加する認知症高齢者や独居高齢者等の在宅生活や社会参加等を支援します。 ・地域全体で相互に支え合う包括的な支援体制を整備し、地域主体の生活支援サービスの実施を推進します。 ・社会福祉協議会と連携し、介護予防サポーターや生活支援サポーターを育成するとともに、地域ボランティアやNPO法人など多様な主体によるサービス実施体制の整備を促進します。 ・公共施設や道路環境のバリアフリー化を進めます。 ②移動・外出支援 <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通ネットワーク形成の取組に連動しながら、利用状況・ニーズを踏まえ、快適に移動でき、利用しやすい移動手段等を検討します。 ・地域公共交通を地域ぐるみで守り、育てる取組を推進します。

【指標と目標】

指標	現状値	目標値				
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
地域主体の地域公共交通（自主運行バス）の取組数	2 (H30)	3	4	4	5	5
外出を控える理由として交通手段が無いと答える高齢者（要支援者）の割合	29.1% (H28)	-	-	20%	-	-

【主な事業等】

事業	事業内容・事業目的	担当課
訪問型移動支援サービス事業	かとうふまねっと教室の参加に送迎が必要な方への移動支援	高齢介護課
福祉タクシー利用券助成事業	高齢者や障害者等の閉じこもり予防や健康維持、改善を目的に外出を支援するためのタクシー料金の一部助成を行う。	高齢介護課
市町村運営有償運送事業	公共交通空白地における生活交通手段を確保するための市町村運営有償運送の地域への運行委託及び新たな地域への導入を図る。	企画政策課
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターと協議体との協働による地域ニーズを踏まえた高齢者の生活支援体制の創出を行う。	高齢介護課
緊急通報システム貸与事業	ひとり暮らし高齢者や身体障害者の緊急時における迅速な対応を図るための緊急通報システムの貸与を行う。	高齢介護課
徘徊高齢者等介護家族支援事業	徘徊がみられる在宅の高齢者等に対するGPS機能付きの位置情報検索機器の購入費用の一部助成を行う。	高齢介護課

基本目標 3 「自立」「参加」を支え、後押しする仕組みづくり

基本施策 1 福祉を担う人材の育成・支援

【今後の方向性】

地域の担い手を増やすため、各活動のさらなる広がりや新たな活動メニューの提供を行うとともに、住民の自発性に基づき、その意欲・能力や状況に応じて主体的な関わりを促進する取組を進めます。

また、地域福祉活動により多くの市民の参加を促すため、はじめてでも気軽に取り組めるようなボランティア情報の発信や、活動機会の提供など、地域活動のきっかけづくりを進めていきます。

【協働の取組】

主な担い手	取組内容
市民	○自分が「できること・したいこと」が、何かを考えます。
事業者	○地域貢献活動の推進に努めます。 ○地域の担い手となる人材育成に努めます。 ○地域作り活動等に自主的に参加できるよう、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進します。
社会福祉協議会	①ボランティアの育成と活動のきっかけづくり・・・P 65 ②ボランティアセンターの充実・・・P 65 ③学校・企業への参加促進・・・P 65 ④福祉学習の推進・・・P 65
行政	①人材育成と意識・関心の高まりを促す取組 ・地域で主体的に活動できる新たな地域福祉の担い手の発掘と育成に努めます。 ・学生を含めた若年層への福祉教育の充実に努めます。 ②ボランティア意識の醸成・啓発と分野別ボランティアの登録支援 ・新たな市民ボランティアの発掘や活動機会の提供を行うとともに、福祉ボランティアの情報提供や学習会を実施し、自発的な取組を支援します。 ・有償福祉ボランティアに関する情報提供や学習会等を実施します。

【指標と目標】

指標	現状値	目標値				
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
福祉学習への講師派遣回数（回）	20 (H30)	26	26	28	28	30
福祉ボランティアの登録状況（人）	1,053 (H30)	1,190	1,190	1,195	1,195	1,200

【主な事業等】

事業	事業内容・事業目的	担当課
生活支援・介護予防サポーター養成講座	高齢者等の介護予防や生活支援にかかわる人材を養成する講座を開催する。	高齢介護課
認知症サポーター養成講座	物忘れ予防カフェ等の開催や運営に関わる人材の確保と活動支援を行う。	高齢介護課
地域回想法リーダー養成講座及びフォローアップ研修	回想法を地域に広める市民ボランティアの養成と活動支援の講座及び研修を実施する。	高齢介護課
意思疎通支援・支援者派遣事業	手話通訳者・要約筆記者の派遣や、視聴覚障害者等の意思疎通支援者を育成するための講座を開催する。	社会福祉課
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術の習得を目的とした研修を実施する。	社会福祉課

コラム ボランティアとは？

自らすすんで、社会貢献活動に参加する人のことです。

ボランティアはだれでも・どこでも・いつでも・気軽にできます。

【ボランティア四原則】

自発性：自らすすんで行動すること

社会性：社会的な課題を解決すること

無償性：報酬は求めないこと

先駆性：よりよい社会づくりにつなげること

基本施策 2 自立・参加に向けた支援

【今後の方向性】

高齢者や障害者等が、住み慣れた地域で安心してその人らしく生活が継続できるよう、地域住民・団体等多様な主体が参画・協働し、地域資源を活用しながら、公民協働による支援体制を構築します。

【協働の取組】

主な担い手	取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○市民は、困りごとを抱えている住民の課題を「我が事」としてとらえ、助け合いや支え合いの活動に参加します。 ○地域の高齢者や障害者等が快適に暮らせるよう配慮します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○支援の必要な高齢者や障害者等への支援について、地域の一員として協力体制を整えます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ①高齢者の社会参加の促進・・・P67 ②障害者の社会参加と理解促進・・・P67
行政	<ul style="list-style-type: none"> ①高齢者の社会参加の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者ができる限り住み慣れた地域で、自立した日常生活や社会活動を営めるように、高齢者の生活を支援する事業や社会参加を促進する事業を継続して実施していきます。 ②障害者の自立・参加の後押し <ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談支援センターにおける相談対応や情報提供を行います。 ・就労継続支援や居宅介護をはじめとする福祉サービスの給付を行い、安心して生活できる環境を整備します。

【指標と目標】

指標	現状値	目標値				
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
軽度認知症の疑いがある高齢者訪問件数	16 (H30)	25	30	35	35	35

【主な事業等】

事業	事業内容・事業目的	担当課
老人クラブ活動支援事業	明るい長寿社会の実現に向け、老人クラブや加東シニアクラブ連合会に、補助金を交付する。(小規模クラブを含む。)	高齢介護課
障害者社会参加促進事業	障害者(児)の自立と社会参加の促進のため、スポーツ大会等を開催する。	社会福祉課
障害者相談支援事業	地域で安心して快適な生活を送るために日常生活や社会生活など様々な相談や情報提供を行う。	社会福祉課

基本目標 4 「包括的」な相談・支援体制づくり

基本施策 1 総合相談体制の確立

【今後の方向性】

高齢者、障害者、子どもなどが、日常生活の中での困りごとや福祉サービスの適切な利用などに対して、分野を問わず包括的に相談・支援するため、地域と専門職の支援ネットワークを活用し、横断的な相談支援を受けられるよう充実に努めます。

また、公的な福祉サービスの対象とならない「制度の狭間」にある問題、複合的な課題など各分野が連携し、総合的に対応できる相談体制の構築に努めます。

【協働の取組】

主な担い手	取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○市民は、身近な相談窓口を利用し、問題の早期解決に努めます。 ○近隣の人との日常的な付き合いを通じて、支援が必要と感じた人を発見した場合は、民生委員・児童委員や専門の相談窓口につながります。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○医療、保健・福祉、法令に携わる事業者は、個別ケースに対応した調整・連携に取り組みます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ①身近に相談できる仕組みづくり・・・P69 ②関係機関・地域資源とのネットワークづくり・・・P69 ③権利擁護事業の推進・・・P69
行政	<ul style="list-style-type: none"> ①分野を超えた包括的な相談体制 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関や団体、ボランティアなどと連携した地域全体で相互に支え合う包括的な支援体制を整備し、地域主体の生活支援サービスを推進します。 ②適切に繋ぐ関係機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・医療と介護の連携を図るとともに、地域にかかわる多職種とのネットワーク強化をさらに進め、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。 ③権利擁護支援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談体制の整備等総合的な権利擁護に係る地域連携ネットワークを構築するため、中核機関のあり方と権利擁護センター設置に関する検討を行います。 ④総合相談窓口の強化

	<p>・「8050 問題」や「ダブルケア」など複雑多様化する福祉課題に対する総合的な情報提供や支援の円滑な推進を図ります。</p>
--	---

【指標と目標】

指標	現状値	目標値				
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総合相談窓口対応件数 (延べ)	180 (H30)	180	180	180	190	190

【主な事業等】

事業	事業内容・事業目的	担当課
総合相談事業	<p>地域と専門職の支援ネットワークを活用し、地域包括支援センターをはじめ、ブランチや加東市民病院相談窓口を活用し、相談体制を強化する。 また、福祉の総合相談窓口を設置し、複雑多様化する福祉ニーズに対する総合的な情報提供や支援の円滑な推進を図る。</p>	高齢介護課
生活困窮者自立相談支援事業支援会議	<p>生活困窮者の状態に応じて相談を受け、支援を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、生活困窮者が早期に困窮状態から脱却できるよう支援する。</p>	社会福祉課
権利擁護事業	<p>高齢者等の虐待の防止、早期発見、早期介入等、成年後見制度の利用促進及び高齢者等の権利を擁護する。</p>	<p>高齢介護課 社会福祉課</p>

基本施策 2 情報提供の強化

【今後の方向性】

誰もが安心してサービスが利用できるよう、高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、健康づくりなどに関する情報の提供体制の充実を推進します。

【協働の取組】

主な担い手	取組内容
市民	○福祉の総合相談窓口を利用し、各種相談窓口や制度について情報を集めます。
事業者	○事業活動の中で、多様な媒体を活用し、様々な情報を市民に発信します。
社会福祉協議会	①多様な情報提供（必要な人に必要な情報が届く仕組みづくり） ・・・ P72
行政	①各種制度等の普及・啓発 ・福祉の総合相談窓口の情報や、福祉に関する各種制度等を広報、パンフレット、ホームページ等の多様な媒体を活用して、わかりやすく情報提供を行います。

【目標】

指標	現状値	目標値				
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
市ホームページ閲覧件数（件）	664,641 (H30)	665,000	665,500	666,000	666,500	667,000

【主な事業等】

事業	事業内容・事業目的	担当課
子育てハンドブック作成事業	子育てに関する相談機関、児童館や子育てサークルの紹介、子育てに関する支援制度などの子育てに関する情報をまとめた冊子を配布する。	福祉総務課
利用者支援事業（児童館等）	社児童館「やしろこどものいえ」と東条鯉こいランドにおいて、子育て相談等に加え、地域の子育て支援事業の利用に関する情報提供や支援制度を紹介する。	こども教育課



第 5 章 地域福祉を推進するための取組

(社会福祉協議会)

基本目標 1 交流・助け合い「安心できる」居場所づくり

基本施策 1 地域福祉活動の推進

①小地域福祉活動の強化

- 市内全地区での実施を目指し、未実施地区への働きかけと活動立上げを一緒に考え支援します。
- 各地区・自治会で住民が見守りや暮らしの中で気づいたことを共有し、話し合う場をつくれます【(仮称)地域見守り会議】。
- 近所づきあいの中でできる支え合いにより、誰もが自分の役割を見つけられる機会を増やしていきます。
- 活動リーダーの人材育成や、各地区の情報交換を目的とした連絡会を定期的に行います。
- 各地区・自治会の取組について、研修会などで実践報告の機会をつくり、普及啓発に努めます。

②生活支援体制整備事業の推進

- 各地域（旧町エリア）に生活支援コーディネーターを配置し、地域担当職員と共に小地域福祉活動と連動した事業を推進します。
- 各地区・自治会や各地域で取り組まれている小地域福祉活動（サロン活動、ふれあい交流など）を通して、地域ニーズと社会資源の把握を行います。
- 団体、ボランティア、NPO、学校・子ども園、事業所などあらゆる主体が地域とつながり、地域づくりに参画するネットワークづくりを進めます。
- 各地域または各小学校区内において、共通する生活課題の解決に向けて話し合いの場づくりを進めます。

【目標】

指標	現状値	目標値				
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
小地域福祉活動実施地区数	77 (H30)	79	80	81	82	83

【年次計画】 基本施策1—①

活動項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
未実施地区活動立上げ支援	◎	→			
(仮称)地域見守り会議の推進	□○	◎	→		
連絡会の定期開催	○	◎	→		
研修など活動の普及啓発	◎	→			

【年次計画】 基本施策1—②

活動項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
地域ニーズ・社会資源の把握	◎	→			
地域のネットワークづくり	◎	→			
話し合いの場づくり	◎	→			

◎…実施、○…実施にむけての準備、□…方針決定、△…調査・研究

コラム 話し合いの場をつくりましょう ～（仮称）地域見守り会議～

各地区・自治会で取り組まれている小地域福祉活動の目的は、お互いに支え合う地域づくりを目指しています。子どもや気になる世帯の見守りは民生委員・児童委員さんを中心に行われています。それ以外にも、ご近所づきあいの中で自然に行われている支え合いがたくさんあります。

しかし、中には個人の善意だけでは解決できないことも多々あります。そういった地域の中の困りごとや気になる人・世帯のこと、また、災害時等に備えた対応など地区の住民みなさんに共通することを話し合う場をつくりましょう。新たに会議を立上げなくても、既存の地区役員会の中で時間を設けたり、サロンの終了後にボランティアスタッフが集まるなど、方法は工夫次第です。地区の中のことは、そこで暮らすみなさんが一番よくご存じです。福祉活動で大切なことは、まずは情報を共有し、地区としてどう行動するかをみなさんで考えることです。それらを積み上げていくことで、地域の支え合いの力は高められていきます。



地域ニーズからできた移動販売（滝野地域）



小地域福祉活動研修会

基本施策2 身近に集える居場所づくり

①サロン活動の推進

- 小地域福祉活動における「ふれあいいきいきサロン」や「ふれあい喫茶」の活動を推進し、未実施地区への働きかけと活動立上げを支援します。
- サロン活動を通して、仲間づくりや生きがいを支えるとともに、閉じこもり予防や見守り活動を推進します。
- 子育て中の親子や障害者、また多世代交流など、いろんな人が集える居場所を推進します。

②セルフヘルプグループ（当事者組織）の活動支援

- 障害者、介護者、難病の人、ひとり親世帯、依存症の人、独居高齢者など、同じような境遇や生活課題を抱える人たちがつながるきっかけをつくります。
- セルフヘルプグループの活動支援や情報提供などを行い、当事者がお互いに支え合う相互扶助の関係づくりを推進します。
- セルフヘルプグループの活動支援を通じ、潜在化している課題についてニーズ把握を行います。
- セルフヘルプグループと地域の交流を促進し、当事者も地域の一員であり、主体者としてやりがいを持ち活躍できるよう支援します。

③様々な交流拠点の確保

- コミュニティカフェやセルフヘルプグループなどの活動場所として、福祉センターなどの公共施設、社会福祉法人（こども園、高齢者施設等）の施設が有効活用できるよう、情報提供やマッチングを行います。

【年次計画】 基本施策2-①

活動項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
閉じこもり予防・見守り活動の推進	◎	→	→	→	→
いろんな人が集える居場所の推進	◎	→	→	→	→

【年次計画】 基本施策2-②

活動項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
当事者・セルフヘルプグループのニーズ把握	◎	→	→	→	→
活動支援と情報提供	◎	→	→	→	→
地域との交流促進	◎	→	→	→	→

【進捗管理表】 基本施策2-③

活動項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
情報提供とマッチング	◎	→	→	→	→

◎…実施、○…実施にむけての準備、□…方針決定、△…調査・研究

コラム みんながつながる地域の居場所 ～とどろきカフェ～

とどろきカフェは、東条地域まちづくり協議会「とどろきカフェ」実行委員会の主催で、毎月（6、10月は除く）第1・3土曜日の月2回、東条福祉センター「とどろき荘」で開催されています。

とどろき荘の自慢の源泉を使ったゆで卵を提供するなど、地域の特色を活かしたカフェです。とどろき荘の送迎バスを利用し、高齢で移動手段の無い方にも配慮されています。男性参加者が多いのも特徴で、毎回100名以上の参加があります。参加者は、おしゃべりや催し物を楽しみに「元気やった？」との声かけや、いつも来られている方の顔が見えないときには気かけられるなど、地域のつながりが感じられるあったかい場所となっています。



とどろきカフェ（東条地域）



地区のふれあいサロン



福祉センターでの精神保健サロン

基本施策3 日頃から災害に備えた安全・安心な地域づくり

①地域防災活動の支援

- 平時から市の関係課と連携を図り、地域へ出向き支援の必要な人を含めた地域防災活動を進めます。
- かとう福祉まつりなど社会福祉協議会のあらゆる事業や機会を活用し、住民の防災意識を高めます。

②災害ボランティアセンター運営の体制整備

- 災害ボランティアセンター運営マニュアルを整備し、災害時に対応できる職員の育成と体制整備に取り組みます。
- 災害時にボランティアをスムーズに派遣できるよう、平時からボランティアセンター登録者への呼びかけや、新たなボランティアを募るため養成講座や対応訓練などを実施します。

【年次計画】 基本施策3-①

活動項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
市関係課との連携	◎	→			
住民への防災意識啓発	◎	→			

【年次計画】 基本施策3-②

活動項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
職員育成と体制整備	◎	→			
災害ボランティアの確保 (募集、養成講座等の実施)	◎	→			

◎…実施、○…実施にむけての準備、□…方針決定、△…調査・研究

コラム みんなで楽しく災害ウォークラリー ～地区で取組む災害対策～

福吉地区で、小地域福祉活動の一環として全戸に配布しているハザードマップを使い、災害ウォークラリーを行いました。地区の公民館から実際の避難所までグループに分かれて歩いてみました。各チェックポイントにはクイズがあり身体と頭の両方を使いながら、コミュニケーションと健康増進を兼ねて楽しく避難経路を確認することができました。

地区という小規模単位で行うことで、より地域の実情にあった訓練になりました。「体の不自由な人は移動が大変やな」「この溝、水が増水したら危ないで」など、紙面の情報だけでは分からない危険な場所の確認や、災害の状況に応じた避難経路の確認ができ、住民のみなさんの防災意識を高めることができました。



災害ウォークラリー（福吉地区）



福祉と災害モデル事業～避難訓練～
（河高地区）



被災地での災害ボランティア
（熊本）



かとう福祉まつり
～東北・熊本物産展～

基本目標 2 日々の暮らしを「支える」生活環境づくり

基本施策 1 支援体制の充実

①生活困窮者の自立生活支援

- 相談支援において専任の相談員を配置し、相談者に寄り添い継続的な支援体制づくりに努めます。
- 社会福祉協議会が実施する各事業（地域福祉事業、介護保険事業、とどろき荘運営）を通じ、生活のしづらさを抱えている人を把握し支援につなぐ組織内連携を充実させます。
- 自立生活に向け本人の意向を尊重し、その人にあった支援を市や関係機関と連携して行います。
- フードドライブなどを通して住民の理解促進を図るとともに、生活困窮や社会的孤立への対応を積極的に行います。

②地域で孤立する人への支援

- あらゆる機会を通じ地域で孤立する人・世帯の把握に努めるとともに、地域から気になる人の情報が発信される仕組みをつくります。
- 支援が必要な人に気づき、声かけや見守る人が増えるよう小地域福祉活動の推進と合わせて啓発します。
- 引きこもりや、発達障害、精神障害などに対する正しい理解を促進するため勉強会の開催や、当事者・経験者から話を聞く機会をつくります。
- セルフヘルプグループや当事者を支援する団体と協働し、本人や家族が安心して参加できる居場所や関係づくりを進めます。

【年次計画】 基本施策 1-①

活動項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
専任相談員の配置（増員）	□○	◎	→	→	→
組織内連携の充実	◎	→	→	→	→
市・関係機関との連携	◎	→	→	→	→

【年次計画】 基本施策 1-②

活動項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
地域との情報共有の仕組みづくり	△□	○	◎	→	
当事者への理解促進	◎	→			
当事者団体等との協働活動	△□	○	◎	→	

◎…実施、○…実施にむけての準備、□…方針決定、△…調査・研究

コラム 社会福祉協議会における生活困窮者自立支援の取組

平成25年12月に生活困窮者自立支援法が成立し、雇用や地域、家族のかたちの変化に伴い、それまで十分ではなかった生活保護受給者以外の生活困窮者への支援（第2のセーフティネット）が強化されるようになりました。

社会福祉協議会では、平成29年4月、市から事業の一部を受託し、相談支援員を配置しています。相談件数は年々増加傾向にあり、特に30～50代の稼働年齢世代が多く見られます。内容は、家計管理、多重債務、精神疾患、障害、就職、DV、ひきこもり、ホームレス、児童・高齢者虐待など多岐に渡ります。一人の方が複合的な課題を抱えていることが多く、市・関係機関と連携しながら長期的に支援に取り組む必要があります。

特に、社会福祉協議会の特性を活かし、生活福祉資金貸付制度や日常生活自立支援事業など他事業と連携協働することで、本人の状況に応じた対応を行っています。また、フードドライブ（食糧支援）の活動を通じ、住民のみなさんに現状を知っていただき協力を得る取組を進めています。



フードドライブで集まった食糧

基本施策2 健やかな暮らしを支える仕組みづくり

①仲間づくり・生きがいづくりの支援

- 加東シニアクラブ連合会等と協働し、高齢者が有する経験や知識、技能を発揮できる場や、趣味や興味に応じた生きがい活動に取り組める機会を増やします。
- 役割を持ち生きがいにつながるようボランティア活動や地域の取組について周知・啓発を行います。
- 誰でも気軽に参加することができるつどいの場やイベント等について、積極的に情報提供します。

【年次計画】 基本施策2-①

活動項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
生きがい活動の支援	◎	→			
高齢者へのボランティア活動等の周知・啓発	◎	→			

◎…実施、○…実施にむけての準備、□…方針決定、△…調査・研究

コラム ボランティア活動をとoshi、いきいきと

～手づくりボランティアかえで～

手づくりボランティアかえでは、平成元年に手芸が得意な女性が集まりできたグループです。メンバーの入れ替わりはありますが、30年以上継続した活動をされています。

社会福祉協議会が実施する給食サービスのお弁当袋や、車いすの保管用カバーなど依頼に応じて手づくり品を作成。長年続けられている活動の一つが、民生児童委員さんの協力を得て、ひとり暮らしの高齢者に手づくりプレゼントを贈る活動です。

高齢になったメンバーも多いですが、「自分たちにできることを」と、活動を続けられています。作業の合間にお茶を飲み、みなさんで談笑される時間も楽しみの一つです。手づくりボランティアかえでは、地域に貢献しつつ、みんなが集い元気になれる場所となっています。



手づくりボランティアかえで

基本施策3 日常生活の充実

①住民参画の在宅福祉サービス事業の推進

- 市・関係機関や民生委員・児童委員等とのネットワークにより、高齢者等の生活状況とニーズ把握に努めます。
- 地域コミュニティにおいて、住民相互で支え合いができる仕組みを地域と一緒に考えます。
- ちょっとした困りごとや簡単な生活支援を、協力会員が依頼会員へ行う有償の助け合い活動である介護ファミリーサポート事業を推進します。

②移動・外出支援の確保

- 身体的理由等により外出が困難な在宅の高齢者、障害者等に対し、通院の支援を行う移送サービスを見直します。
- 社会福祉法人連絡協議会等と協働し、新たな外出支援の方法を協議します。

【年次計画】 基本施策3-①

活動項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
生活状況・ニーズ把握	◎	→			
支え合い活動の開発推進	△	□○	◎	→	

【年次計画】 基本施策3-②

活動項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
移送サービスの見直し	△□	○◎	→		
新たな外出支援の協議	◎	→			

◎…実施、○…実施にむけての準備、□…方針決定、△…調査・研究

コラム 「住み慣れた家で、地域で安心して暮らす」

～介護ファミリーサポート事業～

介護ファミリーサポート事業は、援助して欲しい高齢者（依頼会員）と援助活動をしたい人（協力会員）を結び、簡単な家事のお手伝い、買い物、外出時の付添い等を行う有償の福祉活動です。

「長年使ってきた体のあちこちが痛くて、重い掃除機を持って掃除することが大変で…」と相談が入ります。協力会員に依頼し、お掃除の援助をします。自分でできることはしていただき、できないことを手助けします。

「来ていただくのが毎回待ち遠しい。お掃除だけじゃなく、その間のお話が楽しいのよ」と話される方も。一方、協力会員さんからは「初めての訪問は不安やったけど、今では、私を待っていてくださる方がおられることが嬉しい」と。

「お互い様」の支え合いには、心がかよい合う安心感があります。



介護ファミリーサポート事業



ボランティアによる移送サービス



給食サービス 調理ボランティア



歳末たすけあい運動 おせち料理配達事業

基本目標3 「自立」「参加」を支え、後押しする仕組みづくり

基本施策1 福祉を担う人材の育成・支援

①ボランティアの育成と活動のきっかけづくり

- 趣味や特技を活かせる活動をしたい人のニーズを反映した講座を企画します。
- 若年層や高齢者、男性などを対象とした講座を企画し参加促進を図ります。
- 行事のボランティアなど単発で気軽に参加できる機会や、ボランティア体験の場を提供し活動のきっかけづくりに努めます。

②ボランティアセンターの充実

- ボランティア登録の仕組みを見直すとともに、ホームページなどを有効に活用し多様な情報発信に取り組み、コーディネート機能を強化します。
- ボランティアグループが自発的に行う学習会や、新規メンバー募集を目的とする講座の開催を支援します。
- ボランティアセンターに登録するグループの交流会を行い、情報交換と意識向上の場づくりを行います。

③学校・企業への参加促進

- 青少年がボランティア活動に参加するきっかけづくりとして、(仮称)学生ボランティアセンターを設置します。
- 福祉まつりや共同募金(募金百貨店、募金付自販機の設置等)などを活用し、企業へボランティア活動や福祉活動への参画を働きかけます。

④福祉学習の推進

- (仮称)学生ボランティアセンターを通し、学校での福祉学習をきっかけに継続したボランティア活動につながる仕組みをつくります。
- 小地域福祉活動の活用や、市関係課が実施する人権学習、社会教育等と協働し大人(地域、企業等)を対象とした福祉学習の機会をつくります。
- 市と協働で認知症サポーター養成講座などを開催し、住民の認知症に対する正しい理解の促進と、支援者を増やします。

【年次計画】 基本施策1-①②③④（ボランティアセンターの充実）

活動項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
ボランティア養成講座	◎	→	→	→	→
コーディネート機能の強化	◎	→	→	→	→
ボランティアグループ活動支援	◎	→	→	→	→
ボランティア交流会	◎	→	→	→	→
(仮称)学生ボランティアセンター設置	△□	○	◎	→	→
福祉学習の推進強化	◎	→	→	→	→
市・関係団体との協働	◎	→	→	→	→

◎…実施、○…実施にむけての準備、□…方針決定、△…調査・研究

コラム 地域のみなでつくり上げた「ひとり歩き外出見守りウォーキング」

住民のみなさん、介護事業所、市、社会福祉協議会などが協働し、認知症サポーター養成の一環として認知症高齢者を地域で見守る「声かけ体験ウォーキング」を開催しました。

市内のある地区内をウォーキングルートとしてまさに地域を会場に、認知症の高齢者役スタッフも住民や市内介護事業所のケアマネジャーが担当しました。道端で困っている人に出会ったとき、実際に声を掛けるのには勇気がいります。参加者は、事前に認知症について学び、どんな声掛けをしたらよいかを体験しました。

最後に全員に振るまわれた豚汁の炊き出しでは、材料を地元の精肉店が提供、調理は地域団体やボランティアスタッフに協力していただきました。多方面の人たちと一緒に地域全体でイベントを作り上げることで、参加者だけでなくより幅広く大勢のみなさんに、認知症や福祉に対する理解を周知することができました。



ひとり歩き外出見守りウォーキング



中学校での福祉学習

基本施策2 自立・参加に向けた支援

①高齢者の社会参加の促進

- 加東シニアクラブ連合会と協働し、シニア世代の豊富な知識や経験を活かしたボランティア活動や地域活動への参加促進を図ります。
- 移動が困難な高齢者が外出や社会参加ができるよう、移動手段の確保など市や関係機関等と協議し整備を進めます。

②障害者の社会参加と理解促進

- 障害者福祉事業所等と協働し、障害者が地域の一員として地域活動や社会参加できるように努めます。
- 障害者と住民が、地域で共に活動する「当事者参加プログラム」(福祉学習)を開催し、障害者から学び共生の地域づくりに取り組みます。
- 社会的つながりが弱く孤立している人について、関係機関やセルフヘルプグループと連携し、社会とつながれるよう支援します。

【年次計画】 基本施策2-①

活動項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
シニアクラブとの協働	◎	→	→	→	→

【年次計画】 基本施策2-②

活動項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
障害者福祉事業所等との協働	◎	→	→	→	→
当事者参加プログラムの推進	◎	→	→	→	→
孤立している人への支援	○○	→	→	→	→

◎…実施、○…実施にむけての準備、□…方針決定、△…調査・研究

コラム 高齢者が守る地域の安心安全 ～上中子ども見守り隊～

平成 17 年頃、全国各地で小学校低学年の子どもが交通事故や事件に巻き込まれるニュースが世間を騒がせていました。

それらを重く受け止めた上中地区では、「地域の安全は自分たちで守ろう」と防犯グループを立上げ、防犯活動や子どもの見守り活動を実施することになりました。平成 18 年 3 月から年間 200 日、児童の登下校に合わせて、交差点や見通しの悪い地点に立ち、安全確認と誘導をしています。

見守り隊のメンバーは高齢者が中心で、「この活動は社会に対する恩返し」「自分が元気で生活できるのは、子ども達と出会えるから」と、日々子どもたちから元気ももらい活動されています。会社などを退職し日中地域で過ごす時間が多くなった人たちが、地域の安心安全をしっかりと守られています。



地区の高齢者が活躍 ～上中子ども見守り隊～



神戸ルミナリエに参加
～手をつなぐ育成会～



障害者のみなさんが参加
～加東市ふれあいパラリンピック～

基本目標 4 「包括的」な相談・支援体制づくり

基本施策 1 総合相談体制の確立

①身近に相談できる仕組みづくり

- 心配ごと相談（総合相談）が効果的に利用されるよう、相談内容や運営形態などについて見直します。
- 各種事業を通してニーズ把握をし、総合相談機能の仕組みを充実させます。
【地域包括支援センターランチ事業（高齢者の相談）、日常生活自立支援事業（権利擁護）、生活困窮者自立支援事業、介護ファミリーサポート（高齢者の生活支援）、ケアマネジャー（介護支援専門員）、デイサービスなど】
- 地域のサロンや店舗など人が集まる場を活用し、日常会話の中から支援が必要な人を把握する仕組みづくりと、福祉的視点を持った人の育成に取り組みます。
- 介護や子育て経験者、障害当事者など、本人の経験をもとに相談助言ができる人材の発掘とピアサポートの体制づくりをします。

②権利擁護事業の推進

- 複合的な生活課題を持つ人を包括的に支援するため、日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業、相談事業などの連携を強化するよう組織体制を整備します。
- 「その人らしく生きる」ことへの支援とそれを支える地域づくりのために、権利擁護に関する啓発活動や学習会などを行い理解促進に努めます。

③関係機関・地域資源とのネットワークづくり

- 市・関係機関と日常的に連携を図り、支援が必要な人の情報共有を図ります。
- 社会福祉法人が待つ専門性や活動の場が提供できるよう社会福祉法人連絡協議会と協働します。

【年次計画】 基本施策 1-①

活動項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
相談事業の見直し	◎	→			
総合相談機能の充実	□○	◎	→		
地域との情報共有の仕組みづくり	△□	○	◎	→	
当事者による相互支援(人材発掘と体制づくり)		△	□	○	◎

【年次計画】 基本施策 1-②

活動項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
組織内の体制整備	□	○	◎	→	
権利擁護に関する学習会等の開催	○	◎	→		
市・関係機関との連携	◎	→			

【進捗管理表】 基本施策 1-③

活動項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
市・関係機関との情報共有	◎	→			
社会福祉法人連絡協議会との協働	◎	→			

◎…実施、○…実施にむけての準備、□…方針決定、△…調査・研究

コラム 社会福祉協議会の権利擁護事業と今後

認知症などで物忘れが進んだ方や、知的障害や精神障害がある方は、生活の中でいろいろなことを判断したり、ひとりで生活することが難しい場合があります。また、「好きな服を着る」「好きな物を食べる」などの「あたりまえ」と思われることが、あたりまえにできなくなることがあります。権利擁護は、そのようにお困りの方の意思決定支援と、時には権利が侵害されている状況に対応し権利を護ることです。

社会福祉協議会では、主に日常生活自立支援事業を通して、利用者の生活状況を見守り、権利擁護支援を行っています。しかし、これだけでは十分とは言えません。潜在的なニーズの把握、成年後見制度の活用、相談体制の強化（総合相談への位置づけ）、福祉・医療と法律分野（弁護士、司法書士）とのネットワーク形成など支援体制づくりの課題がたくさんあります。今後、体制整備に向けた組織体制の検討や、市との協議をすすめていきます。

コラム 社会福祉法人施設の地域参加 ～ほっとかへんネットかとう～

平成 29 年 4 月に社会福祉法が改正され、すべての社会福祉法人に「地域における公益的な取組み」が義務化されました。施設の開放や専門性の活用等、持てる資源を生かした様々な地域公益活動を社会福祉法人が率先して取組み、地域社会に貢献することが求められています。

これを受け、加東市では平成 30 年 4 月に市内の社会福祉法人 15 団体（現 16 団体）が主旨に賛同し「加東市社会福祉法人連絡会（ほっとかへんネットかとう）」が設立されました。構成は、こども園などの児童福祉施設 10 団体、高齢者施設 3 団体、障害者施設 1 団体、救護施設 1 団体、社会福祉協議会 1 団体となっています。

令和元年度のほっとかへんネットかとうの活動では、共通する課題として各法人の災害時の避難マニュアルづくりに取り組んでいます。また、かとう福祉まつりにも参加し、活動を PR しました。社会福祉法人も地域の一員として、専門性や機能を生かし安心して住みよい地域づくりに参加協力しています。



専門性を活かして地域に貢献
～ほっとかへんネットかとう～

基本施策2 情報提供の強化

①多様な情報提供（必要な人に必要な情報が届く仕組みづくり）

- SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）や、かとうケーブルテレビなどを活用し情報発信の方法を増やします。
- 地域に出向きサロンなどの人が集う場を活用しニーズ把握と情報提供に努めます。
- 各世代に応じたPR方法により、社会福祉協議会の事業や活動を周知し認知度を高めます。

【目標】

指標	現状値	目標値				
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
社会福祉協議会ホームページ閲覧件数（件）	14,632 (H30)	16,000	16,500	17,000	17,500	18,000

【年次計画】 基本施策1-③

活動項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
多様な情報発信	◎	→			
出前型の情報提供とニーズ把握	◎	→			

◎…実施、○…実施にむけての準備、□…方針決定、△…調査・研究



サロンの場を活用した情報活動



計画の推進

1 推進体制

(1) 計画の周知

地域福祉は、行政だけでなく、担い手となる市民、事業者、関係団体等が互いの特性や能力を発揮し、連携・協力しながら取り組んでいくことが重要です。

その前提として、本計画に対する十分な周知、そして理解が得られることが重要であるため、広報やホームページなど多様なPR媒体を活用し、様々な機会を通じて本計画を周知していきます。

(2) 市民・事業者との協働による推進体制の整備

すべての市民が住み慣れた地域の中で、生きがいと安心を感じながら、共に支えあうことができる地域福祉の実現を目指すためにも、地域全体で包括的に地域活動を推進していく必要があります。よって、市民や地域団体が、それぞれの主体に応じた活発な活動ができるように、事業者などと連携し、それぞれの特徴（良さ）が生かされるように調整を図りながら、「協働」による計画を推進していきます。

(3) 市・社会福祉協議会の連動による推進体制の整備

市と加東市社会福祉協議会が緊密に連携・協働して、第3次計画の事業の推進及び進捗管理を行います。

また、地域福祉の推進には、福祉分野だけに限らず、医療、産業、労働、教育、防災、交通、まちづくり等生活の基盤となる様々な分野との連携が重要になります。

そのため、計画の推進については、庁内に進捗管理を行う体制を整備し、関係部局との連携・情報共有に努めます。

|| 2 進捗管理・評価

計画に基づく施策を推進するため、庁内に進捗管理を行う体制の整備を行うとともに、今回の計画策定に深く関わっていただいた「加東市地域福祉計画・加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画策定委員会」を母体にした「加東市地域福祉計画・加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画推進会議」を設置し、進捗状況の点検・評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。



用語説明

あ 行	
移送サービス	福祉有償運送、運転ボランティア、通院介助サービス、福祉車両貸出など、自力での移動が困難な高齢者や障害者（児）などに対して行う輸送・運搬サービスのこと。
NPO (Nonprofit Organization)	民間非営利団体などと訳され、非営利（利潤追求や利益配分を行わない）で、自主的に公共的な活動を行う民間（政府機関の一部でもない）の組織、団体。
か 行	
介護予防・日常生活支援 総合事業	市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支えあい体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを指すもの。
介護ファミリーサポート事業	援助をしてほしい高齢者（依頼会員）と援助活動をしたい方（協力会員）を結び、話し相手や家の中の整理、簡単な家事、買い物などの外出時の付き添いを手伝いする事業。
核家族世帯	世帯構造の分類のひとつであり、1. 夫婦のみの世帯（世帯主とその配偶者のみで構成する世帯）、2. 夫婦と未婚の子のみの世帯（夫婦と未婚の子のみで構成する世帯）、3. ひとり親と未婚の子のみの世帯（父親又は母親と未婚の子のみで構成する世帯）の3つをいう。
協働	共通の目的のために、お互いに認め合いながら協力して働くこと。
募金百貨店	”寄付つき商品・企画”を販売し、売上の一部を赤い羽根共同募金に寄付することにより、企業側の地域貢献活動となるだけでなく、商品を購入された方にとっても、日常の消費活動が地域支援につながる新しい寄付のカタチ。
ケアマネジャー (介護支援専門員)	要支援または要介護と認定された人が、適切な介護サービスを受けられるようにするために、ケアプラン（居宅サービス計画、施設サービス計画）の作成や相談支援業務を行う専門職。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの表明を支援し、代弁することをいう。
合計特殊出生率	その年の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性はその年の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

高齢化率	65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。高齢化率が7%～14%の社会を高齢化社会、14%～21%の社会を高齢社会、21%以上の社会を超高齢社会という。
コミュニティ・カフェ	長寿社会文化協会(WAC)が、「地域のたまり場や居場所」を「コミュニティ・カフェ」と定義。NGOを中心にフェアトレード食材を使う「スローカフェ」や、食を核にした地域支援「コミュニティ・レストラン」など、様々な形態が生まれている。
さ 行	
災害ボランティアセンター	災害ボランティアセンターとは、主に災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織。
サロン	高齢者や障害者、子育て家庭などが地域の中で孤立した生活を送ることがないように、地域の身近な場所で、いつでも誰でも気軽に集え、出会いや仲間づくり、交流、情報交換などの場づくりを図る活動
自主防災組織	災害時に備え、災害を未然に防止し、または被害を軽減するために、地域住民が連携・協同して自主的に設置し、地域で活動する組織
自治会	近隣、集落程度の範囲で、相互扶助や暮らしやすい地域をつくっていくため、人のつながりを基にした自主的な組織
市民活動団体	市民（住民）一人ひとりの自発的な意志にもとづき、地域社会を住みよくする活動や他者を支える活動などの社会的活動等に携わるグループや団体
社会福祉	国民の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的として行われる社会的な方策又は行動体系。
小地域福祉活動	住民同士の交流の場づくり（ふれあい・いきいきサロン）、見守り・支援活動など、住民相互の支え合い活動のこと。
生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人
生活困窮者自立支援	生活困窮者自立支援法の施行を受け、平成27年度から始まった制度です。社会情勢が変化する中で、これまで支援が十分ではなかった生活保護受給者以外で生活に困窮されている方への支援（第2のセーフティネット）を強化する趣旨のもの。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活介護・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす専門職。
生活習慣病	生活習慣病とは、糖尿病や脂質異常症、高血圧、高尿酸血症など、生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称。

<p>セーフティネット</p>	<p>病気・事故や失業などで困窮した場合に、憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障する制度のこと。同条第2項には、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とあり、具体的には、健康保険、年金、失業保険、生活保護などの社会保障制度を指す。</p>
<p>生活福祉資金貸付制度</p>	<p>低所得世帯や高齢者世帯、障害者世帯などで生活に一時的に困窮している世帯に対し、その必要な費用の一部を貸し付けるとともに、民生委員や社会福祉協議会による相談支援を行うことによって、社会参加の促進を図る制度。</p>
<p>成年後見制度</p>	<p>知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う後見人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにする等、本人を不利益から守る制度。</p>
<p>セルフヘルプグループ</p>	<p>自助グループとは、アルコールの問題や病的賭博、摂食障害、ひきこもりの問題などの同じ問題を抱えた人たちが発的に、当事者の意志でつながり、結びついた集団のことをいう。</p>

た 行	
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと。平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」と位置づけられている。
地域コミュニティ	日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験をとおして生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会のこと。
地域住民	地域住民、地域福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者。
地域生活課題	福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。
地域福祉	誰もが住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らし続けられるよう、地域住民、ボランティアグループなど多様な主体が参画・協働し、地域の様々な資源を発見・活用し、必要に応じて開発・支援しながら地域の生活・福祉課題の解決に取り組む活動。
地域包括ケアシステム	支援が必要な高齢者等に対し、生活上の安全・安心・健康を確保するために、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが適切に提供できるような地域での体制。
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように心身の健康維持や生活の安定、保健、福祉、医療の向上、虐待防止など様々な課題解決に向けた取組を関係機関と共に支援を行う機関。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者（事実婚及び元配偶者を含む）からの暴力。ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）の略。DVを防ぐために「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が改正され、平成20年1月11日に施行された。この法律は、今まで家庭内に潜在してきた女性への暴力について、女性の人権擁護と男女平等の実現を図るため、夫やパートナーからの暴力の防止、及び被害者の保護・支援を目的としている。

な 行	
ニーズ	必要、要求などと訳され、人間が生きていく上で基本的に必要となる条件を指す。福祉分野においては、支援者の生活全般の解決すべき課題のことをニーズという。つまり、それが解決できれば、希望とする生活や活動が可能になるという課題のこと。
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、精神障害者、知的障害者等、判断能力が不十分な人が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払い等、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業のこと。
認知症	いったん正常に発達した知能が、脳の病的な変化により低下し、日常生活上あるいは社会生活上支障をきたした状態をいう。代表的なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症がある。症状としては、認知機能障害（物忘れなど）、精神症状・行動障害（幻覚、妄想、徘徊など）、神経症状（パーキンソン様症状など）などがみられる。
認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人を認知症サポーターと呼んでいる。
は 行	
ハザードマップ	一般的に「自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図」
発達障害	発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。
パブリックコメント	行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、広く市民・事業者等から意見や情報等を求める手続き。行政機関は提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う。
バリアフリー	障害者や高齢者などが日常生活を送る上での妨げとなる、様々な障壁（バリア）を取り除くこと。もとは段差や仕切りの解消などを指したが、現在では、意識や各種制度などあらゆる面において、社会参加を困難にするものを取り除くこととして用いられる。
ピアサポート	同じ問題や環境を経験する人が、対等な関係性の仲間（ピア）を支え合うこと。

ひきこもり	「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」(厚生労働省、平成22年5月19日公表)で定義される「様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を指す現象概念」
避難行動要支援者	平成25年6月の災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」という言葉に代わり、新たに定義された言葉で、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のことをいう。
フードドライブ	家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動のこと。
ま 行	
民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員(非常勤)であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、福祉事務所など関係機関への橋渡しなど必要な支援活動を行っている。また、民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や心配ごとなどの相談・支援等も行っている。
や 行	
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わず、すべての人に利用しやすいように考えられたデザインのこと。
要配慮者	平成25年6月の災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」という言葉に代わり、新たに定義された言葉で、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のことをいう。
要約筆記	聴覚に障害者等のために、会議や講演会等で話されている内容の要点をまとめて、紙に書いたり、パソコンで打ち出すなどし、文字で情報を伝えること。